



物の需給計画、漁場の開発、改良及び荒廃の防止に関する計画、漁場の利用計画、水産資源の保護培養計画、漁港の整備計画、漁業の共同化に関する計画、水産物の流通の合理化に関する計画、水産業に関する調査、試験研究及び教育に関する計画、漁村の生活文化水準の向上に関する計画並びにこれらの計画を実施するのに必要な財政金融計画を含むものとする。

3 政府は、第一項の規定により漁業基本計画を樹立するには、あらかじめ、漁政審議会の議決を経なければならない。

4 政府は、第一項の漁業基本計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、その定めた漁業基本計画を変更し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。この場合には、前項の規定を準用する。

#### (漁業年度計画)

第四条 政府は、前条第一項の漁業基本計画に基づき、毎年度、翌年度の漁業年度計画を樹立し、財政法昭和二十二年法律第三十四号) 第二十七条の規定による予算の提出と同時にこれを国会に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の漁業年度計画については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

(漁業報告)

第五条 政府は、毎年度、前条第一項の規定による漁業年度計画の提出と同時に前年度の漁業年度計画の実施の結果の報告書及びその年

度の漁業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

#### (予算の確保)

第六条 政府は、第四条第一項の漁業年度計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

#### (第三章 漁場の利用)

##### (漁場利用の基本原則)

第七条 国は、漁業生産力の発展と水産資源の保護とを図るとともに公正な漁業生産の秩序を確保するため、漁場の利用について必要な施策を総合的かつ計画的に講じなければならない。

2 前項の場合において、国は、中小漁業者の漁場の利用が確保されるよう特に配慮しなければならない。

(漁業権に係る漁業の免許)

第八条 漁業権に係る漁業の免許は、原則として漁業協同組合に対する行なうものとする。

(母船式漁業)

第九条 母船式漁業は、別に法律で定めるところにより、政府の監督

の下に置かれる母船式漁業公社がこれを行なうものとする。

(国際的な漁場の利用)

第十条 国は、国際的な漁業調整が必要とされる公海における漁場の利用に関し、関係国との協調の下にわが国の漁業者の公正な利益を図るよう努めなければならない。

#### (第四章 漁業生産基盤の整備等)

第十一条 国は、漁業生産力の発展を図るため、漁場の開発、改良及び荒廃の防止、漁港の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第十二条 国は、中小漁業者の漁業の生産性の向上を図るために、他の漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第十三条 国は、漁業者に対する資本設備の高度化に必要な措置を講じなければならない。

第十四条 国は、漁業經營の合理化を図るため、漁業協同組合、漁業生産組合その他の漁業者の協同組織を育成強化しなければならない。

#### (第五章 漁業の共同化)

第十五条 国は、生産費及び所得補償の原則に基づき主要な水産物の価格を支持し、及びその安定を図るために必要な施策を講じなければならない。

#### (第六章 水産物の価格及び流通)

第十六条 国は、水産物の価格及び流通の合理化を図るため必要な措置を講じなければならない。

#### (第七章 漁業金融の円滑化)

第十七条 国は、水産物の輸出を振興するため、海外市場の開拓及び拡大、輸出秩序の確立等に必要な措置を講じなければならない。

#### (第八章 輸出振興)

第十八条 国は、国内の食生活の改善を図ることにより、食料の消費構造を高度化して、水産物の需要を拡大するよう努めなければならない。

#### (第九章 輸入制限等)

第十九条 国は、水産物の輸出を振興するため、国内産水産物と競合する外国産水産物について、関税の適正化、輸入制限その他必要な措置を講じなければならない。

#### (第十章 漁業金融の円滑化)

第二十条 国は、水産業の安定に資するため、国内産水産物と競合する外国産水産物について、関税の適正化、輸入制限その他必要な措置を講じなければならない。

#### (第十一章 漁業金融の円滑化)

第二十一条 国は、中小漁業者に対する長期低利資金の確保を図るとともに、漁業者の蓄積資金の漁業への還元利用に必要な措置を講じなければならない。

#### (第十二章 漁業金融の円滑化)

第二十二条 国は、漁船等の災害補償制度の確立及び漁業用共同施設の被害についての、その負担において、復旧を図らなければならぬ。

#### (第十三章 漁業災害対策等)

第二十三条 国は、近代的な漁業経営のない手としての人材の養成及び確保を図るため、水産業に関する教育の振興その他必要な措置を講じなければならない。

#### (第十四章 教育の振興)

第二十四条 国は、漁業の振興のため必要な措置を講じなければならない。

#### (第十五章 第二十五条 漁業災害対策等)

第二十五条 国は、災害による漁場、漁港及び漁業用共同施設の被害については、その負担において、復旧を図らなければならぬ。

#### (第十六章 第二十六条 漁業災害対策等)

第二十六条 国は、災害による漁船等の災害補償制度の確立及び漁具の損害が十分に補てんされようこれらに関する災害補償の制度を整備しなければならない。

#### (第十七章 第二十七条 漁業災害対策等)

第二十七条 国は、不漁又は養殖係る水産動植物の灾害による逸出、流失等による漁業者の損失が十分に補てんされるよう漁業共済制度を確立しなければならない。

#### (第十八章 第二十八条 漁船の遭難防止)

第二十八条 国は、漁船の遭難を防止するため、気象観測施設の拡充、漁船の通信設備の整備、避難港の整備等に必要な措置を講じなければならない。

が行なう運搬、加工、保管又は販売の事業につき助成の措置を講じなければならない。

第十七条 国は、水産物の取引の円滑化を図るため、公営の水産物卸売市場を整備拡充するための措置を講じ、特に必要がある場合には國営の水産物卸売市場を開設するものとする。

第十八条 国は、水産業又は漁民の生活の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導を推進するため必要な措置を講じなければならない。

第十九条 国は、漁業生産力の発展を図るため、漁場の開発、改良及び荒廃の防止、漁港の整備その他水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第二十条 国は、漁業生産の秩序を確保するため、総合的な施策を講じなければならない。

第二十一条 国は、漁業生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第二十二条 国は、漁業の共同化を図るため、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第二十三条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第二十四条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第二十五条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第二十六条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第二十七条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第二十八条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第二十九条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第三十条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第三十一条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第三十二条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第三十三条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第三十四条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第三十五条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第三十六条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第三十七条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第三十八条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第三十九条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第四十条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第四十一条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第四十二条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第四十三条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第四十四条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第四十五条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第四十六条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第四十七条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第四十八条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第四十九条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第五十条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第五十一条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第五十二条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第五十三条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第五十四条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第五十五条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第五十六条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第五十七条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第五十八条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第五十九条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第六十条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第六十一条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第六十二条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第六十三条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第六十四条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第六十五条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第六十六条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第六十七条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第六十八条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第六十九条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第七十条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第七十一条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第七十二条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第七十三条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第七十四条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第七十五条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第七十六条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第七十七条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第七十八条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第七十九条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第八十条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第八十一条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第八十二条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第八十三条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第八十四条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第八十五条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第八十六条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第八十七条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第八十八条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第八十九条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第九十条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第九十一条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第九十二条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第九十三条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第九十四条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第九十五条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第九十六条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第九十七条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第九十八条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第九十九条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百一十一条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百一十二条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百一十三条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百一十四条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百一十五条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百一十六条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百一十七条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百一十八条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百一十九条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百二十条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百二十一条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百二十二条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百二十三条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百二十四条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百二十五条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百二十六条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百二十七条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百二十八条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百二十九条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百三十条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百三十一条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

第一百三十二条 国は、漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

## 第十章 漁業労働者に対する措置

### (就業機会の増大等)

第二十九条 国は、漁業労働者の就業機会の増大、賃金その他の労働条件の改善、漁船内の労働と生活の環境の改善等を図るために必要な措置を講じなければならない。

### (社会保険制度の整備)

第三十条 国は、漁業労働者の福祉を増進するため、そのすべてが労働者のための社会保険に加入することとなるようその制度を整備しなければならない。

### 第十一章 漁村の生活文化水準の向上

#### (漁村の生活文化水準の向上)

第三十一条 国は、漁民の生活改善及び漁民の生活の集団化を図り、並びに漁村における交通、通信、水道、文教、保健及び社会保障の施設を整備し、すみやかに漁村と都市との間の生活文化水準の格差を解消するよう努めなければならない。

### 第十二章 漁業行政機構及び海外漁業振興会

#### (漁業行政機構の整備)

第三十二条 国は、この法律に基づいて講ぜられるべき諸施策の円滑な遂行を確保するため、漁業行政機構を整備するとともに、その運営の改善に努めなければならない。

#### (海外漁業振興会)

## 第三十三章 海外に基地を設けて行なう漁業及び海外において外国人と協力して行なう漁業の健全な発展を図るため、別に法律で定めるところにより、政府の監督の下に置かれる海外漁業振興会にこれら

の漁業に関する調査、情報の提供、あつせん、連絡等の業務を行なわせるものとする。

### 第十三章 漁政審議会

(設置) 第三十四条 総理府に、附屬機関として、漁政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限) 第三十五条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じてこの法律の施行に関する重要な事項を調査審議し、及びこれについて内閣総理大臣又は関係各大臣に建議することができる。

#### (組織)

第三十六条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、漁業者を代表する者及び前条に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

#### (目的)

3 委員は、非常勤とする。

#### (資料の提出等の要求)

第三十七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 第三十八条 審議会の庶務は、農林大臣官房において処理する。

### (委任規定)

第三十九条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

### 附則

第十五条第一項の表中農政審議会の項の次に次のように加える。

漁政審議会	漁業基本法(昭和三十八年法律第号)の規定によりその権限に属せしめた事項を行なうこと。
-------	--

## 第一 次の法律は、公布の日から施行する。

### 2 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

### 第三十九条 第十五条第一項の表中農政審議会の項の次に次のように加える。

## 二 作れい又は防波導流施設の設置の事業

### 三 漁場の耕うん、整地、排土又は客土の事業

四 害敵駆除事業

### 五 種苗育成事業(水産動植物の行なうさく河魚類のうちさけ及びます的人工ふ化放流事業を除く。)をいう。

六 餌料の供給に関する事業

### 七 合員の共同利用に供する事業

### 八 漁業協同組合が漁船をその組合員の共同利用に供する事業

### 九 漁船又は漁具の整備施設又は保全施設の設置に関する事業

### 十 漁船のための給水施設又は給油施設の設置に関する事業

### 十一 漁業用通信施設の設置に関する事業

### 十二 水産物の処理、保管、加工、輸送、市場等の施設の設置に関する事業

### 十三 集團操業の指導のための施設の設置に関する事業

### 十四 漁業生産組合の育成に関する事業

### 十五 沿岸漁業以外の漁業等へ転換を希望する沿岸漁業者に対する必要な指導又は援助に関する事業

### 十六 沿岸漁業者の住宅の建設その他漁村の生活環境の改善に関する施設の整備に関する事業

### 十七 その他この法律の目的を達成するため必要な事業であつて、農林省令で定めるもの

第一条 この法律は、沿岸漁業を振興するため、漁場条件の改善、水産資源の増殖、漁業の生産施設及び水産物の流通施設の整備等の事業につき総合的な計画の実施を図るとともに、これに必要な助成の措置を講じ、もつて沿岸漁業の経営の安定と沿岸漁業者の所得及び生活水準の向上とに資することを

3 この法律で「沿岸漁業振興事業」とは、国、地方公共団体、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が沿岸漁業を振興するために行なう次の各号に掲げる事業(漁港法昭和二十五年法律第百三十七号)による漁港の整備計画に基づく事業を除く。)で、農林大臣が沿岸漁業振興審議会の意見を聞いて定める基準に適合するものをいう。

一 つきいそ事業(コンクリート礁の設置、石礁の設置、岩礁の爆破又はコンクリート面の造成の事業をいう。)

十 六 沿岸漁業者の住宅の建設その他漁村の生活環境の改善に関する施設の整備に関する事業

十七 その他この法律の目的を達成するため必要な事業であつて、農林省令で定めるもの

(都道府県の沿岸漁業振興基本計画)

第三条 都道府県知事は、沿岸漁業振興事業につき、農林省令で定めるところにより、昭和三十八年度以降の毎五箇年を各一期とする都道府県の沿岸漁業振興基本計画を定め、農林大臣に提出するとともに、その要旨を公表しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により都道府県の沿岸漁業振興基本計画を変更する場合に準用する。  
(事情の変更による沿岸漁業振興基本計画の変更)

2 都道府県知事は、前項の規定により都道府県の沿岸漁業振興基本計画を定める場合には、あらかじめ、関係のある市町村、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の意見を聞かなければならぬ。

(国の沿岸漁業振興基本計画)

第四条 農林大臣は、沿岸漁業振興事業につき、前条第一項の規定により提出された都道府県の沿岸漁業振興基本計画を参考し、かかる場合の例により、その定めた沿岸漁業振興基本計画を変更することができる。

(国の沿岸漁業振興年度計画)

第七条 農林大臣は、第四条の規定により定めた国の沿岸漁業振興基本計画(前条の規定により当該沿岸漁業振興基本計画を変更したときは、その変更した沿岸漁業振興基本計画)に基づいて、毎年、国開いて、昭和三十八年度以降の毎五箇年を各一期とする国の沿岸漁業振興基本計画を定めなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定により國の沿岸漁業振興基本計画を定めたときは、これを関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(都道府県の沿岸漁業振興基本計画の変更)

第五条 都道府県知事は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、第三条の規定により定めた都道府県の沿岸漁業振興基本計画(第五条又は第六条の規定により当該沿岸漁業振興基本計画を変更したときは、その変更した沿岸漁業振興基本計画)に基づいて、毎年、農林省令

ない。

2 第三条第二項の規定は、都道府県知事が前項の規定により都道府県の沿岸漁業振興基本計画を変更する場合に準用する。

2 都道府県知事は、前項の規定による農林大臣の承認を受けたときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定により農林大臣の承認を受けたときは、そ

は、当該沿岸漁業振興年度計画を関係のある市町村、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に通知しなければならない。

2 都道府県の沿岸漁業振興年度計画を定めた都道府県に負担させることができるものにより、国が行なう沿岸漁業振興事業に要する経費の一部を関係都道府県に負担させることができる。

2 前項の規定により国が行なう沿岸漁業振興事業に要する経費の一部を負担した都道府県は、政令で定めるところにより、条例で、当該沿岸漁業振興事業によつて利益を受ける者から、その受け利益を限度として、前項の規定による負担金の一部を徴収することがでなければならない。

2 前項の規定により都道府県が政令で定める基準に適合する規模の施設又は事業計画に基づく沿岸漁業振興事業を実施する者は、漁業権に属する区域において当該沿岸漁業振興事業を行なおうとする場合には、当該区域に係る漁業権者、入漁権者及び漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条の規定による漁業を営む権利を有する者の同意を得なければならない。

2 都道府県知事は、前項の異議申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後五十日以内にこれを決定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の異議申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後三十日以内とする。

2 都道府県が漁業協同組合に対し海面養魚施設(自営の用に供するものに限る)の設置に関する事業に要する経費の十分の八を下らない割合の補助をする場合におけるその補助に要する経費(三分の二をこえて補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)

2 都道府県が行なう沿岸漁業振興事業に当するものについては、自らこれを行なうものとする。

2 その規模が著しく大であり、かつ、二以上の都道府県の沿岸漁業者によつて利用される施設に係るもの

2 農林大臣は、政令で定めるところにより、前項の施設の管理を關係都道府県に委託することがで

で定めるところにより、都道府県の沿岸漁業振興年度計画を定め、農林大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更するときも、

同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定による農林大臣の承認を受けたときも、

は、当該沿岸漁業振興年度計画を関係のある市町村、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に通知しなければならない。

2 前項の規定により国が行なう沿岸漁業振興事業に要する経費の一部を負担する都道府県に負担させることができるものにより、国が行なう沿岸漁業振興事業に要する経費の一部を関係都道府県に負担させることができる。

2 都道府県が沿岸漁業振興事業(次号に掲げるものを除く)を行なうのに要する経費

2 前項の規定により国が行なう沿岸漁業振興事業に要する経費の一部を負担した都道府県は、政令で定めるところにより、条例で、当該沿岸漁業振興事業によつて利益を受ける者から、その受け利益を限度として、前項の規定による負担金の一部を徴収することがでなければならない。

2 都道府県が政令で定める基準に適合する規模の施設又は事業計画に基づく沿岸漁業振興事業を行なう者に對しその沿岸漁業振興事業に要する経費(三分の二を除く)を行なうのに要する絏費

2 都道府県が沿岸漁業振興事業(次号に掲げるものを除く)を行なうのに要する絏費

2 都道府県が政令で定める基準に適合する規模の施設又は事業計画に基づく沿岸漁業振興事業を行なう者に對しその沿岸漁業振興事業に要する絏費(三分の二を除く)を行なうのに要する絏費

2 都道府県が沿岸漁業振興事業(次号に掲げるものを除く)を行なうのに要する絏費

2 農林大臣は、政令で定めるところにより、前項の施設の管理を關係都道府県に委託することがで

るにより、前項の国が行なう沿岸漁業振興事業の工事の一部を関係都道府県に委託することができる。

第十三条 国は、都道府県に對し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる絏費につき、それぞれ、当該各号に掲げる割合で補助することができる。

一 都道府県が沿岸漁業振興事業(次号に掲げるものを除く)を行なうのに要する絏費

2 農林大臣は、政令で定めるところにより、前項の施設の管理を關係都道府県に委託することがで

きる。

の規定により農林大臣の承認を受けた都道府県の沿岸漁業振興年度計画に基づいて行なわれるものに限る。

(資金の貸付け)

第十四条 農林漁業金融公庫は、第

大臣に建議することができる。  
3 審議会は、委員二十人以内で組織する。

4 委員は、沿岸漁業に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任の残任期間とする。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(委任事項)

第十六条 この法律で命令に委任するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、農林省令で定めること。

2 前項の規定による貸付金の貸付条件は、前条第一項第三号又は第四号の補助に係る沿岸漁業振興事業の実施に必要な資金として貸し付ける場合には、利率は年五分以下において、その他の沿岸漁業振興事業の実施に必要な資金として貸し付ける場合には、利率は年三分五厘以内、償還期間(置期間を含む)は三十年以内、置期間は五年以内において、農林漁業金融公庫がこれを定める。

(沿岸漁業振興審議会)

第十五条 水産庁に、附属機関として、沿岸漁業振興審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、農林大臣の諮問に応じて、沿岸漁業の振興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項を農林

に基づき、国の沿岸漁業振興事業を実施し、若しくは都道府県に委託し、又は沿岸漁業振興事業の助成に関する事務を処理すること。

第七十七条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 国の沿岸漁業振興基本計画及び沿岸漁業振興年度計画を定め、都道府県の沿岸漁業振興年度計画を承認し、国

の行なう沿岸漁業振興事業を実施し、若しくは都道府県に委託し、又は沿岸漁業振興事業の助成に関する事務を処理すること。

第七十七条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 国の沿岸漁業振興基本計画及び沿岸漁業振興年度計画を定め、都道府県の沿岸漁業振興年度計画を承認し、国

の行なう沿岸漁業振興事業を実施し、若しくは都道府県に委託し、又は沿岸漁業振興事業の助成に関する事務を処理すること。

第六点 本法律の規定により農林漁業金融公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項及び第三十条第二項の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とある年法律第一号と、同法第三十一条第二項第一号中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法」(昭和三十八年法律第一号)と、同法第三十一条第二項第一号中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法」とする。

第七点 本法律の規定により農林漁業金融公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法」とする。

第八点 本法律の規定により農林漁業金融公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法」とする。

第九点 本法律の規定により農林漁業金融公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法」とする。

第十点 本法律の規定により農林漁業金融公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法」とする。

第十一点 本法律の規定により農林漁業金融公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法」とする。

第十二点 本法律の規定により農林漁業金融公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法」とする。

第十三点 本法律の規定により農林漁業金融公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法」とする。

第十四点 本法律の規定により農林漁業金融公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法」とする。

第十五点 本法律の規定により農林漁業金融公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法」とする。

第十六点 本法律の規定により農林漁業金融公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法」とする。

第十七点 本法律の規定により農林漁業金融公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法」とする。

第十八点 本法律の規定により農林漁業金融公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法」とする。

者の所得及び生活水準の向上を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本法律案施行に要する経費としては、

昭和三十八年度約五十五億円、なお、このほか農林漁業金融公庫の融資わく増約五十億円の見込みである。

本法律案施行に要する経費としては、

昭和三十八年度約五十五億円、なお、このほか農林漁業金融公庫の融資わく増約五十億円の見込みである。

○角屋謙員 漁業基本法案の提案理由並びに法案の概要について御説明申し上げます。

戦後、わが国の漁業は急速な発展を遂げましたが、その発展は一様でなく、遠洋、沖合漁業の急速な発展に比

べて沿岸漁業の停滞が目立っております。しかも、漁業における格差の増大

と競争の激化によって、総体的な漁業に次のように加える。

第八十八条第一項の表中有明海連合海区漁業調整委員会の項の次に次のように加える。

沿岸漁業振興審議会

このような考え方のもとに、日本社会党はかねてから各方面の意見を求めて検討を加え、成案を得ましたので、今国会に提出した次第であります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、前文でありますが、ここでは日本漁業の問題点とそれを打開するための方向を述べ、本法律案作成の基本的態度に触れております。

第一点にいたしまして、總則においてこの法律の目的と國の責任について規定いたしました。すなわち、イ、わが国の漁業構造の改革による生産力の向上と格差の是正、ロ、漁民の所得及び生活水準の向上、ハ、漁民の生活文化水準と都市のそれとの格差の解消をはかることを目的として明記するとともに、國は、以上の目的を実現する責任を有する旨規定しております。

第二点にいたしまして、國は前項の目的を達成するために、長期の漁業基本計画及びそれに基づく年度計画を作成して、國会の承認を受けねばならないこと、及び毎年、前年度の漁業年度計画の実施の結果の報告書並びにその年度の漁業年度計画の実施状況の報告書を國会に提出せねばならないことを規定いたしました。これは、水産行政における最大の欠陥の一つとされていました。なほ、基本計画に包含されるべき諸計画及びこれらの計画を樹立する場合の手続についても規定いたしております。

第四点にいたしまして、漁場利用の基本原則について規定するとともに、沿岸漁業者や沖合漁業者の漁場利用

漁場条件の改善、水産資源の増殖、漁業の生産施設及び水産物の流通施設の整備等の事業につき國及び都道府県が総合的な計画を樹立し、並びにその実施を図るとともに、この誤った政策を是正するためには、すべての漁業分野を通ずる基本政策の確立、それに基づく総合的な施策を実施することが必要であります。

第五点にいたしまして、漁場利用の基本原則について規定するとともに、沿岸漁業者や沖合漁業者の漁場利用

岸漁場や沖合の漁場における漁業の実態から見て、操業秩序の確立と関係漁業者の保護をはかるうとする意図によるものであります。

また、漁業権にかかる漁業の免許は原則として漁業協同組合に対し行なうこと、大資本を要する母船式漁業の公社化及び国際漁場の利用のあり方にについても基本的な方向を示しております。

第六点といたしまして、漁業の共同化について、国は漁業経営の合理化をはかるため、漁業協同組合、漁業生産組合その他漁業者の協同組織を育成強化せねばならないことといたしました。第七点といたしまして、国は、水産物価格を安定させるための措置として、生産費及び所得補償の原則に基づく価格支持制度を確立せねばならない旨規定するとともに、流通の合理化、需要の拡大、輸出振興及び輸入制限等についても必要な措置を講すべき旨定めております。

第八点といたしまして、国は、中小漁業に対する長期低利資金の確保をはかるとともに、漁業者の蓄積資金の漁業への還元利用に必要な措置を講ぜねばならないことを規定いたしております。

施設の拡充をはかるとともに、総合的な施策を講ずること、並びに水産業または漁民生活の改善に資するため、改良普及及び指導に関する必要な措置を

読む機会をもたらすこととした。また、水産教育の振興についても規定しております。

第十点といたしまして、国は、漁場、漁港及び漁業用共同利用施設等の災害による被害をその負担において復旧せねばならない旨規定するとともに、漁船保険、漁業共済制度を整備確立して、漁船器具及び養殖にかかる水産動植物の災害による損害並びに不漁による漁業者の損失が十分補償されるようすべきことを定めております。また、漁船の遭難防止のために国のとるべき措置についても規定いたしました。

漁業労働者の所得と生活水準を高めるため、漁業労働者の就業機会の増大、賃金の改善、他の労働条件の改善、漁船内の労働と生活環境の改善等の措置を講ぜねばならないことを規定するとともに、漁業労働者に社会保険を完全に適用でるべきを定めています。

第十二点といたしまして、漁村の生活と文化水準を向上させて都市との格差を解消するための方策について規定するとともに、あわせて国は、漁民の所得を増大させるための一助として、その者があわせ営む副業の振興に必要な措置を講ぜねばならないことをいたしております。

第十三点といたしまして、国は、この法律に基づいて講ぜらるべき諸施策の円滑な遂行を確保するため、漁業行

政機構を整備するとともに、その運営の改善に努めねばならないこととしたしました。また、いわゆる海外漁業の発展をはかるため、別に法律で定めるところにより、政府の監督のもとにこれららの漁業に関する調査、情報の提供、あつせん、連絡等の業務を行なう機関を設けることを定めています。

第十四点といたしまして、この法律の規定によりその権限に属せられた事項等をつかさどるための機関として、総理府に漁政策議会を設けることとし、組織その他必要な事項を規定いたしました。

以上がこの法案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました沿岸漁業振興法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦後のわが國漁業の著しい発展にもかかわらず、沿岸漁業の衰退と関係漁民の窮乏には目をおおわしめるものがあります。昭和三十三年の沿岸漁業臨時調査によれば、経営体総数の八十九万二千円、しかもこれはやや能率的な三トン未満の動力船によるものを含んでるので、無動力船階層では一段と低くなっています。昭和三十三年における階層別の漁業生産所得調査によると、三トン未満動力船階層の一経営当たり漁業生産所得は十九万八千百六十八円、同じく就業者一人当たり生産所得十一万三千六百八十九円となっているのに、無動力階層では一絆

當当たり七万八千九百五十七円、就業者一人当たり五万九千五百九十四円であります。このような低い所得を余儀なくされております關係で、漁家の消費水準はきわめて低く、農民一〇〇に対しして九四%、都市一〇〇に対しして六三%を占めるにすぎません。

沿岸漁業のこのようない窮状は、沿岸から沖合へ、沖合いから遠洋へと、もっぱら外に伸びることのみに目を奪われ、沿岸漁業への施策を軽視してきていた歴代政府の行政上の誤りによるものと断じても決して過言ではないと存じます。

荒廃し果てた漁場を改良し、沿岸漁業を振興し、関係漁民の所得及び生活水準を向上させるためには、あれこれの思いつきで当面を糊塗しようとする政府の無責任な態度を一擲せしめ、確

固とした法律に基つき、思い切った振興政策を、しかも総合的に実施するのでなければなりません。すなわち、漁業条件の改善、水産資源の増殖、漁業の生産施設及び水産物の流通施設の整備等の事業につき、総合的な計画の実施をはかるとともに、これに必要な助成措置を講じ、もって沿岸漁業の近代化、共同化を促進して、その經營の安定と沿岸漁業者の所得及び生産水準の向上に資する必要があります。

われわれが沿岸漁業振興法案を提案するに至ったのは、このためであります。

次に、この法案の概要について申し上げます。

まず、この法案でいう沿岸漁業の範囲についてでありますが、漁業権もしくは入漁権に基づく漁業（当該漁業以外の漁業で、総トン数九十トン以上の漁

船を使用して営むものの以外のものを含む)をいい、沿岸漁業者は沿岸漁業を営む者及びその者のために沿岸漁業に従事する者をいうこととした。

第二点といたしましては、この法律でいう沿岸漁業振興事業とは、国、地方公共団体、漁業協同組合または漁業協同組合連合会が沿岸漁業を振興するために行なう事業であつて、農林大臣が沿岸漁業振興審議会の意見を聞いて定める基準に適合するものをいうこととし、その主要なもの例示いたしました。重ねて申し上げますが、沿岸漁業の振興は、一、二の施策を思いつきで施すことによつては不可能であり、強力な施策を、しかも総合的に施すことが肝要であります。従つて、第二条第三項に例示いたしました項目は、どれ一つとして重要なものはありませんが、中でも一号から七号までは、漁場の豊度を高めることによって漁業の生産性を向上するための事業であり、私どもの最も重視しているもの一つであります。すなわち、第一号から第五号(特に人工孵化放流事業)に至る事業を大がかりに推進することによって水産資源の増大をはかるとともに、第五号から第七号までを推進することによって、いわゆるところ漁業から育てる漁業への発展を目指そうというわけであります。

なお、特にこの際一言申し添えておきたい点は、養魚事業のうちきわめて大きな将来性を持つものと考えられる海面養魚事業の促進のため、漁協の自営を条件として特に手厚い助成措置をとった点であります。

また、漁業の生産施設及び水産物の

流通施設等の整備を推進するほか、特に集団操業の指導のための施設の設置に関する事業及び漁業生産組合の育成に関する事業を推進することによつて、漁業の共同化を促進することもまた私どもの重視している事業であります。

第三点といたしましては、沿岸漁業振興事業は、都道府県及び国の定める

毎五カ年を各一期とする沿岸漁業振興基本計画及びそれに基づいて国及び都道府県が作成する沿岸漁業の振興年度

計画に基づいて行なうこととし、それ

ぞれ計画の作成方法その他について詳しく述べました。これは從来の

行政の最大の欠陥である場当たり

行政を排し、長期的な展望と計画を

持つた行政を確立することによって、

より効果的に沿岸漁業振興事業を推進

しようとの念願によるものであります。

第四点といたしましては、國の沿岸漁業振興年度計画または都道府県の沿

岸漁業振興事業を推進する者は、漁業権に属する区域内においては、當該沿岸漁業

振興事業を行なうとする場合には、

當該区域にかかる漁業権者、入漁権者

及び漁業法第八条の規定による漁業を営む権利を有する者の同意を得なければならぬと規定することによって、これらの者の権利を保護することとしたしました。

第五点といたしましては、規模が著しく大であり、かつ二以上の都道府県の沿岸漁業者によって利用される施設及び高度の技術を必要とするものについでは、國がみずからこれを行なうこととし、國の積極的な施策を期待することといたしました。

第六点といたしましては、都道府県に対し、都道府県が農林大臣の承認を受けた沿岸漁業振興年度計画に基づいてみずから行ないまたは補助を行なう事業に対する國の補助率を法律で定め、かつ現行の補助率を引き上げることによって振興事業の促進を期することといたしました。由來、沿岸漁業振興の基本対策は財政政策との対決にありとさせ言われております。次に述べる低利長期資金の貸付とともに、私どもの最も力を入れているものの一つであります。

第七点といたしましては、資金の貸付についてであります。農林水産業の付についてであります。次に述べる低利長期資金の貸付とともに、私どもの最も力を入れているものの一つであります。

第八点といたしましては、この法律によってその権限に属させられた事項

をつかさどるほか、農林大臣の諮問に応じて沿岸漁業の振興に関する重要な事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める事業を農林大臣に建議するため、水産庁に付属機関として沿岸漁業振興審議会を設けることといたしました。以上がこの法案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御採択いただきましすようお願いする次第であります。

○長谷川委員長 次に、農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

○足鹿委員 最初に、昨日要求をいたしました酪農問題について質疑の通告がありますので、これを許します。足鹿君。

○足鹿委員 乳価問題につきまして質疑の通告がござりますので、これを許します。足鹿君。

○足鹿委員 委員長において、特に農業振興事業の実施に必要な資金の貸付を行なうものといたしました。

○足鹿委員 そこで、先日來審議を終りました。

○足鹿委員 昨日の参考人の熱心な説明、またこの問題は、メーカーと酪農民との間に

も含めましてお尋ねをいたします。

○足鹿委員 おいて結ばれておる契約内容が、次官

○足鹿委員 昨日の参考人の熱心な説明、またこの問題は、メーカーと酪農民との間に

も含めましてお尋ねをいたします。

○足鹿委員 おいて結ばれておる契約内容が、次官

○足鹿委員 おいて結ばれて

して、ない点が多々あると思います。  
また、そのことがおりに触れていろいろ  
ると生産者とメーカーとの間に紛争を  
起こしておる原因にもなつておろうか  
と存じます。そのような意味からも、  
どうしてもこの生乳の取引形態をより  
近代化し合理化していくなければなら  
ないということは私どもも痛感してお  
ります。

そういう趣旨をありますて、先般も  
酪農會議に対しまして、今後の生乳取  
引のあり方はいかにあるべきかといふ  
諸問題と申しますか、意見を求めており  
まするし、かたがた、ただいま農林省  
の中でもそういう取引につきましての  
ヨーロッパ、アメリカ等、外国の事例  
等につきましてももう少し勉強する必  
要もあると感じまして、そういうこと  
についての検討も進めて参つております。  
いずれにいたしましても非常に重要  
な問題であり、今後改善をして参らな  
ければならない幾多の問題を含んでお  
ると存じますので、これらの点につき  
ましては、さらに一段と私どもも検討  
を進めて参りたい、かように考えてお  
ります。

○土産委員 近く中央農業会議の主催  
によつて都道府県農業会議が持たれる  
ということも仄聞をいたしておるので  
あります。すでに用途別の価格制度  
その他契約の正常化について詮問をし  
ておられるわけでありますから、おそ  
らく九日の会議にはこの問題の答申が  
あるうかと思います。諸外国の事例等  
についても調べたいということであり  
まして、それはけつこうであります  
が、問題は、いつまでもこれを使々と  
して放置するわけには参りません、い

題に当たらなければ、せっかくここまで参りました私農に対しまして非常に残念なことが起きて参るということが明らかでございます。従いまして私もおきましても、この重大なことをよく認識いたしまして、困難はもちらんあると思いますが、その困難にいじることなく、なるべく早期に解決をして参りたい、かよう考へる次第であります。

○村田政府委員 現在農林省が生乳取引の契約例として示しておりますものに、代金の支払いにつきましては、甲乙両者が協議して定めるという方法を一応の建前としてとつておるわけであります。取引の実態につきましては、昨日の参考人の供述にもありますようにいろいろな形があるようであります。この点は末端での生乳の取引形態が非常に複雑になつておるということを私どもは痛感をいたしております。

○足鹿委員 双方の合意に基づくといふことが一番私は問題だらうと思うのです。ところが実際においては必ずしも双方の合意が末端の農民の理解の上に立った合意と解しがたい面があるのであります。そこに問題が一つあると思うのであります、無協約状態のところが四割、あなた方が欲目に見て六割、その六割の内容も、実際面上に至つては、ほとんど整備されないままです。

いしたいのですが、醸振法の中でも牛乳の取引については文書契約をやつて、これを知事に届け出ことになつていている。その契約内容がきわめて不適正な場合には、知事は適正な契約をするようになしに勧告とか指導をする、こういうような精神がはつきり出ているわけですから、ただいま農林省で一応契約例といふやうなものをつくってはあるといふやうなことは、その趣旨から出たのだと思うのであります。しかしそれが実際にはほとんどそういう公正な

か　でき得ればこういうことは、もう  
政治問題化しておりますので、大臣の  
御出席を求めて、御言明を願いたいと  
思います。この点については、過般農  
林大臣も終日当委員会に出席をされて  
所信のほども述べておられますので、  
いろいろと首脳部では御検討になつて  
おられると思います。でき得べくん  
ば、大臣にかわって次官においても政  
府の政治的断をどういう形でどういう  
時期に下すかといったようなことにつ  
いては、責任のある御答弁をわざらわ  
しておきたいと思います。

○津島政府委員 昨日私も参考人の意  
見、またそれに関する議員各位の御質  
問等を拝聴いたしたのであります。な  
かなか重大な問題をはらんでおること  
をよく承知いたしております。ほんと

早くやるという趣旨に理解してよろしくうござりますか。  
○津島政府委員 さようでございます。  
○足鹿委員 局長、これに対する主管局長として、具体化はどういう段階になつておるか。先ほどの外国の事例も調べましてとか——この前のてん菜糖の視察団が三回か四回イタリアに行つた。戻ってきて報告を聞いたつて、今だに何ら具体化しない。後退の一途をたどつておる。こうしたことでは困るのでありますて、見るのもけつこうだけれども、見たものをわが国の実情に照らしてどのように政治的裁断を下して実施するかとの伴わない限り、何ば勉強してもつまらぬと思うのです。この点について少し具体的な御

○足鹿委員 しつこいようでありますけれども、私の手元にあります生乳引契约例といふものを見ますと、割に整つたことをやろうとしている意図はわかるわけです。ところが酪農がんばる日のような異常な发展を遂げ、この辺りの紛争が起きて、これに対する対応策といふものが手おくれておる、これは非常に遺憾であります。たとえ私の手元にあるものによりますと、私がただいま述べたような形のものを東林省は指示しておるようであります。が、これに基づいて契约を実施してある実例はどうどですか、実情を明らかにしてもらいたい。

○村田政府委員 この点について畜産局の方で調査した結果によりますと、大体六割程度はこの生乳取引の契

○東海林委員 私、関連で一、二お伺  
かようになります。  
是正をするように努力して参りたい、  
もも一そうち実態をきわめまして、その  
実情になつていらない点もあるようでも  
りますが、その点ははなはだ遺憾に左  
じます。今後こういう点について私ど  
もは、必ずしも末端の取引がそういう  
質のものであると私どもは理解をして  
しております。ただいま申しましたよ  
うに、必ずしも取引の原則はそういう  
原則として成立するというこの大原則は  
当然に守られるべき筋合いのもので  
ある。そもそも取引の原則はそういう  
點いかがですか。

○村田政府委員 取引が当事者の合意  
によつて成立するというこの大原則は  
当然に守られるべき筋合いのもので  
ある。そもそも取引の原則はそういう  
點いかがですか。

取引契約の条件としては、ただいまも申上げましたように時期別、用途別に格をきめる。それは相互の合意に基づいてきめるということが絶対の条件だろうと思うのです。現在のものは力関係もありまして、合意に基づいた契約とは考えられない節がたくさんあります。そういった方針に基づいて、今政務次官が述べられたようになるべく

て、そういう問題がござりますだま足鹿先生御指摘の通りでござります。これには私ども前向きの姿勢で討をして参らなければならぬ。從て、中央酪農会議の結論も間近く出て、この姿勢でこの問題の解決を急いでいたい、かように考えております。

いけ  
契に約が行なわれておる。ですから  
方的に四大メーカーが去年の十月か  
トツプを切つて一齊値下げ通告を出  
ておるといふような事態が起きるの  
す。もともと合意であつたならばそこ  
いうことはできないはずなんですね。  
そうでしよう。一方的にそういうこ  
はできないはずなんですがね。そうち  
ことを一方的になし得るようなこ

契約になつておらぬというところに、  
今度の争議が起ころる問題があつたと思

うのです。  
そこで私がお伺いしたいのは、昨日の公述人の発言でも明らかかなように、群馬その他においては昔の、たとえば大地主が小作人に対するような、あの小作契約というと同じような形で大メークーが生産酪農家に一方的にしいておった契約について、これでは納得できぬ、たゞ、この二つを繋げて、

解決をすることを期待してよいというふうに私ども考えております。

○東海林委員 いや、そういう手続のことは私も承知していますが、私が伺っているのは、契約自体は現在法的に存続しておるというふうに解釈するのか、それが存続しているとすればどういう形の契約といふに法律的に解釈しておるか、その点を伺いたいと思います。

い、もうじき」とを書っているわけです。

○村田政府委員　契約は酪農振興法では文書化するような規定を設けておりません。従つて私は、原則的には契約といふものは文書によつて行なわれ、またそれが酪農振興法の規定に基づいて公表されておるものだ、かように理解しておるのであります。が、ただいま文書による契約書といふものがなくして

あつせんなり調停を行なう建前になつておるわけであります。その際に、た

だいま御指摘のようにいろいろ契約の実体などが不分明なために、知事がそこのあっせんなりあるいは調停を行なう場合に判断に苦しむ場合があるという御指摘でございますが、さような場合には、知事といたしましては当事者から意見を聞いて、必要な調停案をつくらるという建前になつておるわけでござ

ば奨励金だろうが基本乳価だろうがそんなことは、農家は知ったことではな

い、総合されたものを農家は価格として受け取るわけです。そこがきのうの参考人の意見聴取でも生産者とメーカーが完全に食い違つておる。この場合に価格とは一体何で指導しているか、期限を付してちゃんとやつておるものを使ふ——それが期限切れの場合ならば、これはまた再契約ということになります。

わけですが、そういう点からして、今お互いの間に話し合이ができるに契約が取りかわされておらないということについて、法律的にどういうふうにこれを解釈されておるか、その点を一つ伺っておきたいと思います。

○東海林委員 どうも私の質問が理解されていないようですが、私の言うのは、メーカーが一方的にこういう契約をしたいということで酪農家に申し入れをした、酪農家はそんでは内申で

それが問題にして、実に敵争の北朝に対するために知事に紛争の調停を申し入れた場合に、今その契約がそういう状況にあるということと関連して知事が酪振法に基づいての調停をすることがができるかどうかという点について若干の方針では迷念を持つておるって、非常

契約の期間は第六条に、有効期間は何年何月から何年何月までとする、こういうふうになつておる。そこで別表を見ますと、この取引の数量、価格等と

おいてここで述べられないのですから、これなんかについては少なくとも直ちに措置が講じられなければ、法があつても役に立たないのじゃないですか。その点どうですか。

○村田政府委員 両当事者間で協議が  
整わない場合には、酪農振興法の建前  
からも、乳価についての一つの紛争状  
態が発生したとみなされるべき筋合い  
のものかと存じます。これにつきまし  
ては、酪農振興法にも所定の手続がござ  
いまして、紛争のあっせんなり調停  
なりの規定もございますので、法律的  
にいいますればそういう法律の所要手  
続を踏む道があり、またそれによつて

ないということで話し合がつかぬ、そこで契約書はもぢろん取りかわされておらない、しかし実際牛乳はメーカーに納めておる、こういう状態について、それは法律的に契約が存在するというふうに解釈するのか、またしていらないというふうに解釈するのか、存続しておると解釈するならば、それはどういう法律的な形の契約かというとについての農林当局の見解を開き

○村田政府委員 酪振法の所要の手続  
に従いまして当事者の一方が紛争の  
あっせんなりあるいは調停を申し込み  
ますと、知事といたましてはその  
に消極的な態度があるよう見受けら  
れるのです。従つてその点についてど  
ういうふうに考え、どういうふうに指  
導されようとしているのか、その点を  
はつきりしていただきたいと思いま  
す。

岸参考人が言われましたように群馬においては基本価格が五十円だ、そして十円ないし十三円が奨励金だということです。その十三円の奨励金が三つくらいに分かれておって、そのうちの一つが名前がついておってあとはついておらぬ、こういうことなんです。そうするとあなた方が指導しておられる価格とは一体何をさすのですか。基本価格を価格といふのですか。価格といえ

という点でございますが、もちろん基  
本乳価のほかに契約面でいろいろな形  
があるようでございますけれども、  
基本乳価のはかに奨励金でございます  
とか、あるいはその他の名目で金錢が  
支払われておる場合がいろいろあるよ  
うであります。が、その際に名目のいか  
んにかかわらず供給されます原料乳の  
中、あるいは脂肪分に応じまして、生  
産者が取得する対価、私どもはこれが

いわゆる価格であるとかのように解しております。

は、基本乳価と奨励金とを総合したものが支払われるべき対価である。この価格といふ場合には脂肪率は三・二%のものにしてこうだ、脂肪率の増減によつてはこうだということを双方の合意によつて契約する。それを奨励金だからこれは削つてもいいのだ、去年不景氣だったから削つたのだ、こういふことをぬけぬけと昨日大野さんは言つておるのですね。何も不信行為をしたという感じがないのですね。だれの質問に対しても終始一貫あたりまえなことなんだという態度ですね。その信念のかたさというか、頑迷固陋といふか、私どもはあきれかえつておったわけなんですが、そこらにはあなた方の指導と何かメーカー側との間に相通じておるようなものがあつて、不文律のうちに基本乳価さえ割らなければいけないんだ、これは最初農林大臣もそういう態度をこの委員会でやつて、そうして後になつて態度を変えましたが、あなた方の頭の中には基本乳価の五十二円といふものがいつもある。そうして奨励金で操作をするんだという考え方になつておられるから、昨日も大野さんあたりがぬけぬけとああいうことをおっしゃるのじゃないかと思う。いわんや私が今事情を示したように、基本乳価も五十二円の最低を割つておる。

をしていらっしゃるのですか。どれくらいの陣容が知りませんが、これからは畜産局といふものは、いわゆる食糧庁と匹敵すべき非常な重大な使命を私は持つておると思うのですね。そういう点においてもしさか遺憾な意を表せざるを得ないのですが、いわんやあなた方の目を離れた遠くにおいてはどのような事態が起きておるのか。その実態すらもつか得ないのじやないかと私は心配するのです。私が今言つた群馬の実情 東海林さんからも先ほど質問があつた実態に対してはどういう指導を具体的に加えましたか。やはりちゃんと物事にはケリをつけてやつたがこうだ、こういうふうに結末をつけないと信を疑われる事になると思うのであります。この問題はこれ以上申し上げませんが、努力するということであります。いま一応政務次官からこの事態に対処することになります。お話を承つておきたい。あなた方にできなければ農林大臣の御出席を求めます。

さなければ手当は減してもいいのだと  
いうことは、なかなかどうも今の時代  
では納得がきぬのであります。それ  
と同じことではないかということを考え  
まして、なるべくこれは、私はしらう  
となりに奨励金の方を本俸の方に練り  
入れるということ是非常に安定した形  
ではないだろうか、こういうことを昨  
日深く考えたのでございます。やはり  
手当の方を付属いたしまして本俸の方  
へだんだん繰り入れていくのが安定へ  
の道であろう、私はかように考える次  
第であります。

○足鹿委員 契約問題はあまり時間を  
費やしてもあれですからこの程度にし  
て、たゞいまの次官の発言を誠意のあ  
る御答弁と承りまして御善処をお願い  
して次の問題に移りますが、昨日私が  
要求いたしました資料の中に、指定乳  
製品買い上げ要領とその買い入れに対  
する乳業者の申し入れ内容というと  
を資料として提示を求めておるのです  
が、資料がいただけませんので、これ  
に関連をいたしまして今回の買い上げ  
について伺いたい。

事業買い上げに際しまして、生産  
者乳価についていろいろ局長なり事業  
団なりメーカーなりの問においては話  
があつたとと思うのであります、指定  
乳製品の買い上げ要領はどういうもの  
であり、乳業者から申し入れされた内  
容はどういうものであるか。そうして  
官もおっしゃるように手当の方を一方  
的に削りっぱなし、こうしたことでは  
滞貨融資のようなことになり、そうち  
て今まで下げられたものは、さきに次  
政府はこの買い上げについて一方的に  
指定乳製品の買い入れの目的が一つは  
達しられる。滞貨乳製品の一掃という

一つの目的は達成され、会社に対する金融への道を開くということについている。これは野放しということでは、頭から指定乳製品の買い入れ要領の中にそういうものが入っておらないとすれば、これは私は手抜かりもはなはだしいと思うのであります。指定乳製品の今回の一回の買い入れ要領、買い入れに対しても、乳業者との間どういう話をされましたか、その点について事態を明らかにしていただきたい。

○村田政府委員 指定乳製品の買い入れ要領はまだお手元に届きませんで恐縮でございますが、ただいま印刷しておりますので、間もなく来るものと思ひます。御了承願います。

買い入れ要領で定めておりますことは、乳製品のどういう種類のものを、どういう相手から、どういう価格で、またどういう場所で買い入れるかという、買い入れの主として手続に関することが中心になって、買い入れ要領というものがきめられておるのであります。なお買い入れ要領をきめます際に、その買い入れに伴つて乳業者に対する条件と申しますか、行政指導と申しますが、そういうことについての私どものとりました措置につきましてはいろいろあるのでござりますけれども、結論的に申し上げますならば、今までの買入れといふものが、法律第三十九条によりまして乳業者の申し込みによつて安定価格で買入れることができるという建前になつておりますが、前上からも、すなわち何も国が一定数量というものをあらかじめ予定をいたしまして、これだけのものを持つてこ

いということを指示いたしておることは、  
ではないのでございまして、申し込み  
に応じて安定帶価格で事業団が買入  
れるという建前になつておることは、  
御承知の通りであります。従つてその  
買入れにつきましていろんな事情を  
勘案いたしまして、私の方ではおおむ  
ね二十億という見当をつけたわけでござ  
いますが、その措置を行ないますに  
あたりましては、現在引き下げる通告  
が行なわれておりまするもの、できる  
だけこれが撤回できることを期待をい  
たしまして、そういう措置をとるよう  
な勧奨と申しますか、私どもの申し入  
れも行なつたのであります。その間の  
経緯については、昨日業界の参考人の  
代表一人から陳述があつた通りであり  
ます。しかしながら当時の判断からい  
たしまして、私どもが一番心配をいた  
しましたのは、そうであるがゆえに買  
い入れといふものを決定しない、ある  
いは方針を遅延するということに相な  
りますと、当時の生乳の生産量是非常  
に伸びておりましたが、必ずしも市乳  
の消費が伸びていない。従つて乳製品  
加工向けの数量がますますふえていく  
という傾向もございましたので、今後  
これ以上の値下げの起らぬことにつ  
つきましては、はつきりとした誓約書  
を私どもがとりまして、確約をさせて  
おる次第であります。なお先般來、農  
林大臣等に対しても御質問がございま  
して、農林大臣からもお答えをいたし  
ておると存じますけれども、ただそれ  
だけではなくて、事業団買い上げが一  
種の条件付と申しまするか、そういう  
誓約をとつて実施をいたすことに相な  
りましたその反射的な効果と申します  
か、将来にわたっては安定帶価格を割

るというような事態はまず起こらないであろう。むしろ市況が堅調になるならば、一刻も早く昨年の暮れに行ないました引き下げ等も正常に復するようになります。しかし、これも私どもが書面をもつて申し入れをいたしました。それに対する業界の回答といたしましても、でかけるだけその趣旨に沿って、一日も早く事態が正常に復するように努力をいたしますということを申し入れておるような次第であります。

○足鹿委員 私が聞かんとしておるのは、そういう指定乳製品の買い入れ要領というような事務的な手続関係を聞いておるのじゃないのですよ。今あなたが後段に言われたお話を聞いておりますと、乳業者からの申し入れというものが、指定乳製品の買い上げをやらないとまだやるぞ、こういうどうかつの間においを伴つた何かがあつた。あるいは農林省みずから影におびえて第二次、第三次の値下げであるやのようだ。みずからが動揺した。そこでその買い上げについては乳業者からだけの申し入れに応じて、もうこれからあるなよ。——ところが一方生産者側もあなた方ににくいくらい申し入れをしておるはずです。いわゆる一斉値下げは独裁法に抵触するおそれもあるし、また先ほど以来ずっと申し上げたような幾多の矛盾を持つておる。だからこれは買い上げをするならば、二十億からの買い上げをやられるからには、行政府としては一番公平な態度ではないかと思う。全国の酪農民の期待はそこにかかるつたのです。それがなされない。一方的なものに何か屈従した。第二次値下げの影におびえ

て、そうしてその買い上げに踏み切った。ようやくこの審議なり世論に耳を傾けてあなた方が考え方でござる段階が今きつつあるようにわれわれは考えておるわけであります。どうもその辺のいきさつが非常に信念に欠けておる。畜産局は、私は酪農民のみとは言いませんが、やはり畜産局でありますから、酪農民がその生産に精を出すことのできるような、期待にこたえていくということがまず畜産局の基本的な態度でなければならぬ。それは今私が指摘したよな、群馬のような目と鼻のような間にこういう事態が起きておっても行政介入もしない、そういうことでは困るので。ですから乳業者からどういう申し入れをしましたか。生産者の申し入れについてはしばしばあなたの方にも、私ども側面的に何回も農林大臣に申し上げた。去年末からのことですからね。私ども社会党としても独自の立場から何回も申し入れをしておる。ですから生産者側の声が聞こえないはずがないでしょう。昨日の大野さんの話を聞いておりますと、何か生産者側よりも、乳業者側との間に、今までの買い入れをめぐっての默契というか、話し合いというか、そういうものが少しあつたのではないか。だからもう第二次はやらない、これが条件ですか。そういう政治的な判断は、私は、現下酪農事情から考えてみて非常に不当である。片方は一割二分の配当を約束しておる。もうけが去年の営業不振で若干少なくなるかという懸念程度です。この間も申しましたように、酪農民は牛を売っていますよ。そうして人夫に出て、借金を返しているのですよ。そういうのと事態を比べてみた

ら、これはくどいようですが申し上げるまでもないじやありませんか。大蔵省もおいでになつておるようであります、乳製品の買い上げは乳製品の買い上げを通じて、メーカーが苦しい条件をあなた方はおつけになりますか。乳価を一方的にメーカーが引き下げておるからわわれわれは乳製品の立場であるからこれも救う。そのために政府が行政介入をできないような二十億からの買い上げをやつて一体目的が達成できますか。だれが救われて、だれがばかを見るのでありますか。その点について、相澤さんもおいでになつておるようですが、この指定乳製品の買い入れ量といふようなものは、そのような事務や手続などをきめるだけではなくして、その後には、この措置を通じて生産者も守る。(最初の話がそだつたんだよ」と呼ぶ者あり) そうですよ。それを見社側の滞貿融資だけで終わるようなことで、一體納得しませんか。しかも一方的な値下げ通告をしておきながら、市販の乳製品や生乳価格とは別に、きのうもメークー側の参考人が言われたように、えさを多くやつたり少なくやつたりして調整すればいいんだ、要するに納屋のすみでメークーと酪農家が話し合いをするべきなんだというような信念を持つた人たちが中心に立つておる。そういう中にあって、圧力というものは非常に強いのです。酪農家の方が、力関係としては弱い。その弱い者の立場を代弁あるいは協力してこれを正常化していく努力なしに、日本の酪農の振興ということは言うべくして困

難だと思うのです。それはなかなかむずかしいことであります。私は昨日も申しましたが、去年の二月二十七日には相当強い畜産局長の通牒が出ておる。行政介入の実績はある。ところがその後、後退に後退を続けておる。この実情は何かメーカー側と第二次値下げはしないというところで買い上げに踏み切ったのですが、これは相澤さんと畜産局長と理解の点を、この買い上げの意味をどういうふうに解釈しておられるか、はつきりしていただきたい。

○村田政府委員 昨年の秋に、昨日も公述がございましたように、ぼつぼつあちこちで値下げが始まってきたという事態が動き出しまして、私どもは基本的な考え方といたしまして、乳価が下がるということそれ自体好ましいことではないのだという基本的な考え方を持っておりました。それは今日も変わりません。従って、業界に対しまして直接あるいは間接に、われわれといたしましては極力この問題について慎重を期するようにということは再三申して参つておったのであります。またそのため大蔵省の御協力を得まして、十一月から生乳の学校給食用の第二学期分も実施をして参つたのであります。そういう情勢の中でございまして、御承知のように十月、たけれども、御承知のように十月、十一月当時の生乳の生産事情も非常に順調過ぎるくらい順調に伸びて、逆に市乳の消費が伸びない。乳製品向けの量がますます多くなるという情勢がございました。ちょうど昭和三十二年の後半から三十三年にかけて、御承知のような毎月々々連続的に乳価が下がっていくというふうな事態も予測さ

れて参ったわけでございます。従つて私ども基本的な態度といたしましては、乳価の引き下げが行なわれることは好ましくないということだけははつきりしております。できるだけの協力を求めたつもりでございますが、昨年暮れのあいの状況におきまして、むろん今後に引き続いて連鎖的に乳価の引き下げが起こることをまず食いとめまして、その上で市況の立ち直りが一日も早くできることを期待いたしますならば、おのずから昨年暮れのあいの事態は解消して参るわけでござります。またそういうめどがつけば、私どもの行政介入と申しますか、行政指導と申しましようか、そういう点につきましてもやりよくなつて参るということで、買い上げの措置をいたしましたような次第でございます。

て、業界がまたより以上の値下げを生産者団体に要求する、そういうふたよな事態になることが予想されまして、その判断によりましては、私どもも農林省に同調いたしまして、乳製品の買上げを事業団を通じて行なうことには踏み切ったわけでありまして、基本的な考え方におきましては、私どもは農林省と同じでございます。

○中澤委員 関連だから一問だけ言うが、それは経過が違うのですよ。事務当局の考え方と、政治的な話というのは、それはさつき足鹿さんが言つたように、この問題は数回にわたつて重政氏と十月の末から十一月にわたつてわれわれが会つてゐる。そして、とにかくこの事態を阻止しなければいかぬから、至急事業団買い上げをやりなさい、こう言つたところが、重政氏が、それなら大蔵大臣に話してくれ、そう言うのです。そこでわれわれが大蔵大臣に会いまして、この値下げを阻止するため買い上げをやりましょう、これは政治的な手段である、こういう話で田中さんが、それならば、そういうことで値下げ阻止ができるならば、買上げをおれの方で考え方よ、これが話し合いの経過です。だからあなた方の言うのと全然話が食い違つておる。

重政氏と会ったときは、買い上げだけはあなた方は大蔵大臣と会つてきめでくれたが、値下げの方は、私の方はどうも行政介入できないからというのでも、私はひとげんかしたのです。冗談言うな、それなら二十億買い上げした意味がない。その間に畜産局長と大野氏との取引があつたと思う。大野氏にハッパをかけられて、そしてあなたがぐにやぐやになつて、そしてあなたがこの行政介入はまずい、こう言つたのでしょう。その前には重政氏もこの買い上げ問題のときは、それなら買い上げをしましよう、することに努力しましよう、こういう約束なんですよ。それを今度は畜産局長が変な入れ知恵をしたから農林大臣がぐらぐらしちやつたというのが私は事の真相だと思うんです。大蔵大臣だってそういう話で了承しているんですよ。金額はそのときはきめませんでしたけれども。金額は皆さんの方でよく検討しておきめ願いたい、ただしその際値下げだけは阻止するので買い上げ措置をとる、これが政治的な話し合いだつた。それを畜産局長が間に入つてごろごろ変なふうにしゃべつたというのが真相なんですね。だから、きのう大野氏はああいうしらっぱくれたことを言つているけれども、畜産局長がいま少しがちり信念を持つたら、二十億のところが三十億でも、大蔵大臣がそれじや事務当局に検討さして買い上げましょうといふ政治的な話し合いがついている以上、買い上げの額だけは多くしても、値下げだけは撤回しろといって畜産局長が突っぱねるのが当然じやないです。かくして、今になれば畜産局長一人で困つて、

いるという状態です。そんなばかな話がありますか。現に行政指導を何もやつてないじゃないですか。五十二円の基本価格契約をやっているところが日本に何ヵ所ありますか。ほとんど四十七円か五十円以下じゃないですか、それが一つもやつてないじゃないですか。一体何をやつているんですか。なんばかはな話はないと思うんですよ。結局この問題をこじらかしたのは畜産局長の責任じゃないですか。われわれが十月初からこの問題で重政氏と数回会っているんですよ。しかしながら大蔵省が渋いから、田中さんと話してくれと言うから田中さんとわれわれが二回会っているんじゃないですか。そして、値下げを防げるなら、しゃべ買上げを考えましょう。そのあとまた念押しのためにわれわれは、農政研究会幹事会で井出君初め五、六人の委員会が行つて大蔵大臣と話して、値下げをさせないために買い上げの腹をきめてくれ、農林大臣もあなたに話してくれと言うから来たんだと、最後のだめ押しまでしているんじゃありませんか。そして、じゃ買ひ上げましようということにきめたのが、事務当局は——相澤氏には私は文句は言わぬけれども、畜産局長がみんなごてごてしてしまつた。あのとき断固として、じゃ買ひ上げは、量はあなた方がもつと要求するなら買い上げてやろう、そのかわり値下げはいかぬと、なぜそれができなかつたんですか。需給の見通しとかいろいろなことを言つても、周期不況説と

いろいろなことを彼らは口実に言っていますよ。それほど多いんだとか、周期不況があるとか、周期不況なんかあるはずがないじゃありませんか。弊農の伸びを見てごらんなさい。伸びてありますか。周期不況説を彼らはこの前のときも盛んに言ったものです。生産も伸びれば消費も伸びているじゃないですか。あるいは、年間に、周期不況なんぞありませんか、年間に。周期不況なんてありますか。周期不況説を彼らはこの前のときも盛んに言ったものです。周期的にならぬかくるから、だから下げるんだ。あのときは買ひ上げをやつたんだから当然、二十億の買ひ上げをやつたときは、買ひ上げをこれだけやってあるから値下げを撤回しなさいといふ強硬態度をあなたは御存じでしよう。だから、明らかにしてもらいたい。

先ほども申しましたように、できるだけ早くこの買い入れの効果が出来しき事態が正常に復することにつきましてさらに努力をして参りたい、かよう考えております。

○中澤委員 事態がここまできた以上、私は、あなたは業界とのやみ取引があると思うのです。第二次値下げが受けはやめてくれ、そのかわり買い上げしよう、明らかにあなたが問題をこじらしたんですよ。当初は重政氏も、じや買い上げをすればこれは阻止できだらうかと言ひ、それはできますよ、前にもそういう実例があるんですね。前のときも買い上げで値下げ阻止をやつたことがあるんですから。そこで、じや買い上げをやることにしましよう。それは値下げを撤回させるという条件付買い上げ措置だったはずなんですね、話し合いで。それがあなたの方のそれで変なものになってしまったト いうことの事実は、今さらあなたに責任追及しても仕方がないけれども、あまりにもわれわれが政治的話し合いでやったことと、あなた方事務当局でやっていることとは食い違っている。

十一月には、重政氏の二十億買い上げをやるということは、値下げをさせないといふことが条件だったはずなのであります。それを今度は暮れの予算のいろいろな問題で話し合ったときは、重政氏は、どうも行政介入はまずい、いろいろ言われておるものでどうもうまくならないと言ふんでしよう。それはあなたの入れ知恵です。最初の話とは全然違うんですよ。そういうばかなことが一体ありますかというんです。そんな買上げならしないでいいです。われわれが買い上げをあそこまで努力して、非

公式な話し合いを政治的に進めてきた。というのは、値下げ撤回をさせるためであつて、値下げをするなら買い上げなんかしないでいいですよ。やめましまよ、ばくさい。そういう点において大臣とあなたとの間の呼吸といふのは一つも合っていないじやないですか。そういう業界の圧力だけに押されてしまったが適当にあれして、しかも重政氏は当初は値下げを撤回せよという意思で買い上げという問題を考えたものを、今度買い上げしたって行政介入はできない、そういうふうに彼の心境が変化してきたということは何ですか。私に言わせればあなたが悪いということですよ。それで今後どうするつもりですか。ただ回復を待つだけですか。回復を待つだけで問題は済むと思いますか。どうしたってわれわれは値下げ撤回を最後まで要求します。さもなければ事業団買い上げなんかやめましょう。そんなことは当然です。二十億も買い上げてやって、そして値下げをさせる、そんなことなら農林省なんて役所は要らぬ。どう思いますが、今後の処置を。

○村田政府委員 重ねて申し上げるよ

てあります。買上げに伴いまし

て、われわれといたしましてはさらにこれ以上に事態を悪化させないことはもちろんありますけれども、買上げの実施に伴いまして、市況の回復その他われわれといたしましてできるだけの行政指導措置をとりまして、事

態の正常化が一日も早くできるように措置をとつていただきたい、かように考えております。

○中澤委員 だめですよ、そんなこ

と。私はあなたがその値下げ撤回に努

めますか。断して生産者側の要求を守つてやることが公正であると私は思つます。そこで、あなたがその値下げ撤回に努めますか。断して生産者側の要求を守つてやることが公正であると私は思つます。

力するということではないとそんなことは意味ないと思うんだ。この前の値下げのときだって問題が山のようにあつたでしょ。私はきのういかげん暴

露してやるうと思つたけれども言わな

いです。あなたは當時当事者でなかつただけでも、公正取引委員会が調査しろと

かつたが、この前の値下げのときだつて、あなたはどうせ政府に

いたであります。参考人を呼んで、ここでけんかを吹きかけるとか議論をするといふようなことはどうかと

おもいました。実際、予察を誤つた責任

はだれがとのでありますか。そのと

う方は、やはり自然業界が、いろいろ

いうことでは酪農民は浮かぶ瀬がない

と思います。とにかくこの問題につ

いては御検討になっておると思います

し、政務次官から一つ確たる、行政介

入を通してこの予察の誤つた責任を

とつていいかといふ、要するにその

御決意をこの際承つてこの問題は一応

なします。時間もだいぶ迫つてしま

つから先に進みたいと思います。い

つかがでありますか。

○津島政府委員 この問題はきのう、

きょうに始まつた問題ではございませんが、昨日から特に各方面の参考人も

呼びまして協議をいたし、それに対し

まして真剣な御議論があつたのでござ

います。そのきのうときより二日間

を通じまして私どもが考えなければな

らないことは、非常に事態が重大であるといふことでございます。ひとりこ

れは一地方の問題ではございません。

全国の問題であり、また日本の今後の

農政のあり方につきまして非常に關係

の大きなことでござります。それで私

からこの席でただいまのお話、値下げ

を撤回させるということをはつきり申

し上げるのはいかがかと思ひます。

私はこの問題につきましては、どうし

ても大臣ともとくと御相談をいたしま

して、繰り返すようございますが、

きのうからきよこの空気をよくお

伝えして、大臣の御判断によりまして何とか打開の道を講じなければならぬではないだろうかというふうに強く感する次第であります。今朝もこちらに参ります前に、首脳部にもそういう空気を伝えて、考慮しなければならぬ大臣はどう考えるか、これは大臣の御判断でござりますからこの席では申し上げられませんが、十分にお伝えを申し上げまして、お考えを願いたいと存じておるのであります。

○足鹿委員 次官の誠意のある御答弁でありますから、一応私はこの問題については、ここ数日間に早急に措置を取らなければなりませんが、十分の理事会で私どもの委員会としてるべき措置等についても御協議をいたしておりますその結果等もあるうされることを期待いたします。なお、先ほどの理事会で私どもの委員会としてるべき措置等についても御協議をいたしておりますその結果等もあるうかと思いますので、まだ申し上げたいことはありますから、この問題はこの程度にして打ち切ります。

次に、大蔵省もおいでになつておりますので、関係の深い重大な問題が一つありますので、これを一つお聞きい

たします。

それは牛乳調製工場の問題でありますので、関係の深い重大な問題が一つありますので、これを一つお聞きいだします。

牛乳調製工場の設置につきましては、先年畜産物価格安定法の審査いたしました際に、当衆議院農林水産委員会及び参議院の農林水産委員会において、全会一致の附帯決議が付されております。政府はこの決議をどのように尊重し、実行していくかの御所存でありますか、これを伺いたいのであります。

○足鹿委員 先日の当委員会における重政農林大臣の御答弁においては、これをやるん

だと明確な御答弁がございましたが、そのときの村田畜産局長の御答弁は、検討してみたいというような、きわめのないだろかということを申し出てきているような次第でございます。

大臣の決意を促したわけであります。

明年度の予算要求に事業団交付金として十五億円が計上されおりますが、相澤さん、その内容は何と何であり、その金額は幾らであり、これをどのよ

うな趣旨で計上された日に至って国会に御提案になったか。おそらくこの予算が通過後には、具体的にこれが実施に移していく方針もなしにあなた方は査定されるはなかろうと思いま

すが、いかがでありますか。

○相澤説明員 畜産振興事業団交付金の十五億円の内容につきましては、一応当時における農林省の要求内容もあ

ることで考えております。ただし、これは三十七年度初めて事業団に組みますので、関係の深い重大な問題が一つありますので、これを一つお聞きいたします。

それは牛乳調製工場の問題でありますので、関係の深い重大な問題が一つありますので、これを一つお聞きいたします。

○足鹿委員 明年度の予算要求の内訳は、私ども予

算書を拝見いたしましたと、生乳学校給食補助八億円、牛乳調整工場出資金四億円、食肉共同処理会社出資金三億ということになつておるようございま

すが、これに間違いありませんか。拡大が一方において進み、そしてこの検討してみたいといよいよ、かよく私どもが検討さしていただきまして、その上で大蔵省とも折衝を開始いたしたい、かように考えております。

○足鹿委員 相澤さん、お聞きの通り予算をいたします際、私ども十五億といふことを大蔵省に要求をいたしましたのでございますが、その要求の根拠といたしまして農林省がどういうことを考へているかと、大蔵省に説明した内容は、ただいま足鹿先生の御指摘の通りでございます。

○足鹿委員 そこで、ほかの問題はまた別な機会に譲るいたしまして、この乳価紛争に至大な関係を持つております対策の一環でありますところの牛乳調整工場を出資金四億円、つまり半額出資ということになつて八億でできることになると思うのですが、その設置場所はどことどことどこでありますか、そしてその経営主体は場所別にだれが当たるようになつておりますか、それらを明らかにしていただきたい。

畜産法第六条によりますと、酪農家の生乳を委託加工した場合には優先買付けの規定があることは申し上げるまでもないのですが、メーカー側はあまりこれに対しても協力の態度ではない、むしろそういうものは拒否するような態度が從来の実績から見てうかがえる。それはまことに困るのであります。しかし、これはやはり年度のかなりの推移を見ませんときめられない問題でありますし、従いまして実行上相談をして実施を取りきめていく、こういう形で考へております。

○足鹿委員 畜産局長に伺いますが、明年度の予算要求の内訳は、私ども予算書を拝見いたしましたと、生乳学校給食補助八億円、牛乳調整工場出資金四億円、食肉共同処理会社出資金三億と私どもは考へております。いずれに

は、地方から具体的な計画なり希望なりがいすれ予算案等通過の曉には出て参るだらうと思いますから、その計画をよく私どもが検討さしていただきまして、その上で大蔵省とも折衝を開始いたしたい、かように考えております。

○足鹿委員 相澤さん、お聞きの通り予算をいたします際、私ども十五億といふことを大蔵省に要求をいたしましたのでございますが、その要求の根拠といたしまして農林省がどういうことを考へているかと、大蔵省に説明した内容は、ただいま足鹿先生の御指摘の通りでございます。

○足鹿委員 そこで、ほかの問題はまた別な機会に譲るいたしまして、この乳価紛争に至大な関係を持つております対策の一環でありますところの牛乳調整工場を出資金四億円、つまり半額出資ということになつて八億でできることになると思うのですが、その設置場所はどことどことどこでありますか、そしてその経営主体は場所別にだれが当たるようになつておりますか、それらを明らかにしていただきたい。

畜産法第六条によりますと、酪農家の生乳を委託加工した場合には優先買

## ○相澤説明員 事業団交付金の具体的

○相澤説明員 事業団交付金の具体的な使途に関しては、まだ私ども農林省の方から協議を受けておりません。今後お話をございましたら、十分慎重に、ただいま先生のおっしゃったことも十分勘案いたしまして検討いたします。

○足鹿委員 最後に、この問題について政務次官に一つ念を押しておきたいと思いますが、この間大臣言明によつてこれはもうはつきりしておるし、ただいまの畜産局長なり相澤さんのお話でよく私もわかりました。問題は、あなた方が酪農民の期待に即応するような具体案を責任を持つておやりになる。本来の趣旨を曲げてはだめですよ。調整工場といつても、その主体によって意味が違うわけありますから、この点について、確たる御説明を

○津島政府委員 ただいまの足鹿先生の御趣旨に、あくまでも沿うようにならしたいと思います。

○足鹿委員 時間もなくなりましたので、最後に消費拡大の問題についてお尋ねをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

そこで、昨日の当委員会においての参考人の意見の中でも、生産者側とメーカー側のすれ違いは著しい。特に色ものの問題をめぐって、全くすれ違ひなんです。これはどうも私ども納得がいかない。不可解に思って、水かけ論みたいなことになりますから、今後は政府に、この問題についての所見をただし、今後の対策を促進していく以外にないと思いまして、昨日はあれ以上申し上げませんでした。色ものについては、店頭の抜き取り調査をやった

場合に、明らかにその生乳の含有率と

場合に、明らかにその生乳の含有率といふものは、半分または三分の一だ。ですから、これがどのように売れて、も、結局消費拡大ということにはなりません。メーカーの利益率といふものは増加するであります。ですから、佐々木参考人は、この色ものを伸ばさ

ていくことによって乳価の安定をはかっていくのだという態度をとつておるし、森永の社長であり、乳製品協会長の大野さんは、いやこれは店頭販売といつても大したものではありません、そここれはびくびくするような額ではありません、こう逃げています。両者の意見が、これも全く違つておる。どちらがほんとうかということを、私もあとでよく考えてみましたが、やはり飲用牛乳協会の参与である佐々木さんの言つておることと、生産者側の見

ておることは、だいぶ似てる。要するに利益率が多い。これは統計数字の上によつても明らかになつておる。それから飲み心地がいい。私もこの問題があつてから、知人やその他のところに電話をかけたりして聞いてみました。冬の今でも、湯上がりになまの牛乳を冷蔵庫に置いて飲むのでなしに、色ものを飲んでる家庭が相当あることを見まして、びっくりました。これは店頭だけではなくして、家庭にまで色ものが入ってきてる。いわんや盛夏のころ、のどもかわき、口当たりのいい——栄養分よりも、口当たりがよくて涼味を満足させれば、一般的の消費者はわかりませんから、やはりそれには手が出る。これは消費拡大とは相反することになりますし、私は非常に遺憾なことだと思うのです。そこで、成分の問題とかその他規制の基準を定め

ていかなければならぬと同時に、あま

ていかなければならぬと同時に、あまりにもそういうものにメーカーが走つて、生乳の消費が思うように伸びないというようなことのないようにしていかなければならぬと思うのです。

消費拡大の面については問題はたくさんありますが、輸入差益金を使つて

消費拡大をやるということはけつこうあります。問題は、その消費拡大運動を起こしていく団体の構成に、メー  
カーダーだけを加えて、生産者も消費者の代表も入れないといふような現実の構想を是正されるかどうか。これも必要でありますし、それから消費拡大の運動内容について、学童に絵をかかせるというようなことが今取り上げられておるという話もきのうありました。それだけではないでしよう。学校給食その他の大好きな政策の柱は論じ尽くして

おりますから、きょうはあえて申しません。農林省も午後一時から全国の畜産課長を招集していろいろ協議をするそうで、当面のこの問題についても、この委員会の空氣等を伝えて対処されなければならぬと思いますから、あまり広げません。広げませんが、少なくとも消費拡大運動を、輸入差益金を中心展開する以上、その団体の構成については消費者を入れて、消費者のなまの声を聞かずして一体何ができるですか。生産者の声もこれに投すべきである。メーカーだけで組織するなどといふことは、これは世間のそしりを受けるものとあります。そもそも畜産局の姿勢がどっちを向いておるかというようなことについて、疑いを持たれる原因の一つだらうと私は思う。これは姿勢を正していただきながらなければなりませんが、その一つの証拠として、今言つ

た色ものの対策といふものに対しても

た色ものの対策というものに対してもう踏み切るかということ。それから昨日大野参考人に私が、酒は一升びんで飲ませるが、なぜ牛乳は一合びんで飲ませるのかと言つたら、いや私の会社では、一リットル、またその半分くらいのものをつくつておりますけれど

も、どうも子供に飲ませるときなどに、一合びんの方がきっとおつていいな  
どというようなことを言っておりました。しかし私どもが見たところ、食  
品衛生法、環境衛生法等が相当消費拡  
大を妨げておるということは、全く争  
えません。これはどうしても改めなけ  
ればならぬと思います。今のようなこ  
とをしておれば、これはメーカーだっ  
てそのはね返りを受ける。一番は  
ねつ返りを受けるのは農民であり、消  
費者であります。なぜ家庭で大びんも

のが飲めないかというと、一合十六円も十八円もするものを、あるいはホモジナイズした牛乳だと、デラックスの牛乳だと、あるいは何々入りの牛乳だとかいうようなものを色々のほかに、いいかげんな何だかわからぬようなことをしてまくって、それを詰めて、そして二十四円だ、二十円だといい高い値段で売つておる。そうすると、少し余裕のある者は、それを飲めばからだにいいかもしけぬと思つてしまふ。そういういろんなものが累積しからみ合つて、本来の乳そのものを安く飲ませる態度を忘つておると思うのです。そこで、これは別な機会に申し上げますが、やはり本来の乳を安く飲ませるために、最近労力不足の点もありますので、どこの店頭でも大びんを買わせるようにしたらいい。冷蔵庫のない家庭はなくらい普

及しておるのでですから。消費拡大につ

及しておるのでありますから。消費拡大については、この際他の省の関係法令との調整をはかっていかなければならぬと思ひますが、食品衛生法、環境衛生法の関係等もありますが、今言つたように、消費拡大運動の推進機関の構成と運営、色ものあるいは加工牛乳等の規

制の対策、それから食品衛生法及び環境衛生法等消費拡大を妨げておると認められる問題についていかに調整をされるか、この程度を承っておきたいと思います。まだたくさんござりますが、それは他日に譲ることといたしまして、この点をしかと確かめておきたいたしました。今後これに対します対策として

いかなる対策を講ずるべきか、実は判断にも迷ったくらいでござりますが、いずれにいたしましても、色のものが一種の嗜好飲料として最近かなり消費をされておることは事実でございます。これがはたして牛乳の消費についてどういう影響を及ぼしておるか、これは、私どもも十分調査なり検討なりをいたしてやらなければならないと思っております。見方によりましては、逆に色ものが牛乳の消費を促進しておるのだというような御意見も耳にいたしましたけれども、はたしてそなうなのかどうか、これについて私どもは、もう少し関係者あるいは専門家の御意見等をも聴取いたしまして具体的な検討を進めて参りたい、かようくに考えております。

環境衛生法等の関係につきましては、当委員会でも前々から非常に関心を持たれまして、農村地帯の簡易処理

の問題でありますとか、集団飲用の場合の処理の問題でありますとか、容器その他についてもある程度の緩和措置がとられて参っておりますけれども、昨日もこれらの問題につきましては陳述がございましたように、さらに牛乳の消費拡大という見地から、私どもも、具体的に厚生省等と積極的な検討をいたさなければならぬ問題が多々あるということを十分意識いたしております。今後この問題も十分研究を進め参りたい、かように考えております。

なお、消費促進運動につきまして具

体的な御指摘がございましたけれど

も、昨日もお話をございましたよ

うに、現在は主としてメーカー関係が中

心になつて——もちろん事業団が中心

になつておるのでございますが、事業

団を中心にして関係者が相集まつて協

議会をつくつて具体的策を進めておるわ

けでございますが、この協議会に牛乳

の生産者団体をことさら意識して排除

しておる意図は毛頭ございません。建

前といたしましても、生産者団体が加

入する道も開かれておりません。従つ

て、まだ具体的にどういう計画がよろ

しいといふ生産者団体の計画は伺つて

おりませんけれども、これらについて

の要望があり具体的な計画がございま

すならば、その内容を検討いたしまし

て協議会の問題として取り上げるよう

にわれわれも努力して参りたい、かよ

うに考えております。

○足鹿委員 それは違うのです。そ

うことがあなたの考え方ではないとい

うか——そういうことくらいはあなた

も明確にしたらよい。生産者団体に言

い分があれば聞いてやるという態度

は、あなたの立場としておかしい思

うのです。そうでしょう。次官、どう

ですか。消費者の代表も生産者の代表

がとられて参っておりますけれども、

昨日もこれらの問題につきましては

陳述がございましたように、さらに牛

乳の消費拡大という見地から、私ども

も、具体的に厚生省等と積極的な検討

をいたさなければならぬ問題が多々あ

るということを十分意識いたしており

ます。今後この問題も十分研究を進め

参りたい、かように考えております。

なお、消費促進運動につきまして具

体的な御指摘がございましたけれど

も、昨日もお話をございましたよ

うに、現在は主としてメーカー関係が中

心になつて——もちろん事業団が中心

になつておるのでございますが、事業

団を中心にして関係者が相集まつて協

議会をつくつて具体的策を進めておるわ

けでございますが、この協議会に牛乳

の生産者団体をことさら意識して排除

しておる意図は毛頭ございません。建

前といたしましても、生産者団体が加

入する道も開かれておりません。従つ

て、まだ具体的にどういう計画がよろ

しいといふ生産者団体の計画は伺つて

おりませんけれども、これらについて

の要望があり具体的な計画がございま

すならば、その内容を検討いたしまし

て協議会の問題として取り上げるよう

にわれわれも努力して参りたい、かよ

うに考えております。

○中澤委員 一つ局長にだめ押しをし

ておくが、前回の買い上げを決定した

とき月末日と納期を切つたのです。

○足鹿委員 ちよつと一点だけ、今の

推進協議会について。

私の資料によりますと、この推進協

議会は牛乳、乳製品の消費拡大につい

ての初会合を十二月二十一日にやつて

おるようであります。十二月の二十五

日には発起人会を開き、総会を開いて

おる。総会及び第一回の委員会をやつ

て規約を決定し、委員もきめ、事業計

画は四千四百万円ですか、相当な金額

ですね。ということになつております。

○村田政府委員 乳価の値下げが酪農

振興に影響があることは、私ども

も重々承知いたしております。従つ

う声をさすというのは一体何ですか。消費者を抜きにし、生産者を抜きにして、どこに消費推進運動がありませぬか。事業団やメーカーだけではなく、官製のものならもののようにもっと公正な組織メンバーにしなさい。当然じやないですか。政務次官、どうですとか。はつきりあなたの断を下して下さか。はつきりあなたの責任において。

○津島政府委員 それはただいまお話を通り、当然消費者及び生産者、そういう方々の代表を入れまして構成をしておるが、前回が、前回の買い上げを決定したとき月末日と納期を切つたのです。

○中澤委員 一つ局長にだめ押しをしておくが、前回の買い上げを決定したとき月末日と納期を切つたのです。

○足鹿委員 ちよつと一点だけ、今の

推進協議会について。

私の資料によりますと、この推進協

議会は牛乳、乳製品の消費拡大につい

ての初会合を十二月二十一日にやつて

おるようであります。十二月の二十五

日には発起人会を開き、総会を開いて

おる。総会及び第一回の委員会をやつ

て規約を決定し、委員もきめ、事業計

画は四千四百万円ですか、相当な金額

ですね。ということになつております。

○村田政府委員 乳価の値下げが酪農

振興に影響があることは、私ども

も重々承知いたしております。従つ

て、このことが伴わない限りこれは架

空になります。どれをどう何人かどうか、これをはっきりしておいてもらいたい。

○村田政府委員 昨日、事業団の理事長からは、まだ買い上げの周期という

ものを考えてないというふうなお話がございましたけれども、私どもは、買

い上げの効果というものは、ある時期までに買い上げを完了して、その効果

が的確に現われるようになつた

と、いつまでもたらだらと買い上げが行なわれているというのでは、制度の

意味がないと存じます。この点、理事長といたしましては、当初予定の買い

上げが、十分に行なわれることを意味するつもりで、むしろ善意でそういう

御発言があつたのかと存じますけれども、農林省といたしましては、この点は追つてもらいたい、かのように考えておられます。

○足鹿委員 ちよつと一点だけ、今の

推進協議会について。

私の資料によりますと、この推進協

議会は牛乳、乳製品の消費拡大につい

ての初会合を十二月二十一日にやつて

おるようであります。十二月の二十五

日には発起人会を開き、総会を開いて

おる。総会及び第一回の委員会をやつ

て規約を決定し、委員もきめ、事業計

画は四千四百万円ですか、相当な金額

ですね。ということになつております。

○村田政府委員 乳価の値下げが酪農

振興に影響があることは、私ども

も重々承知いたしております。従つ

て、この問題が酪農の振興に大きな影響を与える問題でありますので、農

林省といたしましても、関係者に対し

まして慎重に行動するよう行政的な

指導と申しますが、その後におきました

しばして参つたのであります。

○長谷川委員長 稲富君。

○稻富委員 時間が制約されておりま

すし、大体ほかの同僚からいろいろ御

質問になつておりますので、二、三点

だけ集約いたしまして、結論的にお尋ねしたいと思うのでございます。

○津島政府委員 メンバーを新たに加えることができますから、善處いたしたいと思います。

○長谷川委員長 稲富君。

○稻富委員 時間が制約されておりま

すし、大体ほかの同僚からいろいろ御

質問になつておりますので、二、三点

だけ集約いたしまして、結論的にお尋ねしたいと思うのでございます。

○稻富委員 は、ただいまも局長から御答弁があつたのでございますが、この対策とい

たしまして、私たちが非常に弱いと思

うのは、もちろん乳製品の事業団の買

い上げ等に対するいろいろな努力をな

されました。私たちが非常に弱いと思

うのは、なぜ政府がもっと積極的にやらなければならなかつたか、こういう

御答弁であります。さて、これが十分成果を上げていないのでございます。ここに事実上私たち

は、なぜ政府がもっと積極的にやらなければならなかつたか、こういう御答弁であります。

○足鹿委員 は、なぜ政府がもっと積極的にやらなければならなかつたか、こういう

御答弁であります。

○足鹿委員 それは違うのです。そ

うことがあなたの考え方ではないとい

うか——そういうことくらいはあなた

も明確にしたらよい。生産者団体に言

い分があれば聞いてやるという態度

りますと、酪農振興法の二十条の規定によりまして、各都道府県におきまして調停の申し出がないから、これに対しても積極的な処置をとつていかつたのだというような、こういう御答弁なくして、全国的な問題であることは当然でございます。明らかになつてござりますが、今回のこの乳価の値下げという問題は、これは当然一点じや十一条というものが、どちらからかこれに対する調停の申し出がなかつた場合は、ただ手をこまねいてながめて時期を待つておるのだから、こういうような消極的な取り扱いをしなければできないのである。当然これは全国の酪農振興上大きな問題があるとするならば、この酪農振興法の適用においても、もつと積極的な処置を、指導的な行政的手段をなぜとられなかつたか、こういう点に対する考え方を一つ承りたい。

○村田政府委員 先ほど私が申し上げましたのは、酪農振興法の規定の法律の建前を申し上げただけでございまして、従つて、事実各地方におきましてその必要が発生いたしました場合、やはり当該知事が前向きでそのあつせんなり調停に乗り出すよう指示をいたすべきことは当然のことだと私ども考えております。

○稻富委員 しかば、各県の知事等がこれに対しても積極的な処置をとるような行政的な指導を農林大臣はやられたのであるかどうか、この点承りたい。

○村田政府委員 この問題につきましては、おりに触れまして、府県の方から相談を受けた場合には、こ

&lt;/

であります。

○稻富委員 この食品衛生法の積極的な改正等に對して農林省が取り組まれる場合の具体的な問題でござりますが、先刻もの牛乳等に對する問題あるいは容器の問題等に對しましては足鹿委員よりも御質問いたしまして一応述べておつたのであります。さらに農村等の、地方における集団営業等のための高温殺菌方式等に対する考え方等は農林省はどうお考えになつておるか、こういう点も、高温殺菌方式等は十分考え方なくやならぬ問題ではないかと思うが、この機会に承つておきたい。

年でも同感でございまして、昭和二十九年でございましたか、厚生次官と農林地帶あるいは集団給食施設等におきます牛乳の消費促進をはかるということから、ながんずく農村におきます高温殺菌簡易処理につきましては特別の扱いをするようなどうも開かれて今日に参っておりまし、また、ひとところこれにつきましては農林省から、こういう簡易施設の設置につきまして補助等をいたした経緯もございまして、こういう問題についてさらに私どもも推進して参りたいと考えております。  
○稻富委員 私、質問はいろいろありますけれども、時間がありませんので、結論といたしまして、ただ今回の乳価の値下げが日本の酪農振興に非常に大きな影響を及ぼすものであるという見地から、先刻からあるいは今日数次にわたりまして、これに対する生産者の立場から非常なる憂慮をされていります。少なくとも農林省に

おきましては、生産者の立場において、今後乳価対策等を考えられると、いうことが当然であると思ひます。先刻から次官なり局長等も、何とかこれに対する处置をとらなくちやいけないと、いうふうなことは言われておるのであります。が、單なるこれが委員会の答弁にあらずして、結論として、酪農民が将来安心して酪農經營ができるように、乳価においても酪農民の生産を十分保障し得るような、こういうような处置を将来とするという決意を持つて、今後の乳価対策に対しましても处置をとらねることを十分一つ希望を申し述べまして、今回の私の質問は打ち切りります。

○長谷川委員長　この際農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案に対しましては、提案理由の説明について去る五日聴取いたしましたが、この際両案に対する補足説明を聽取いたします。松岡農林經濟局長。

○松岡政府委員　過日提案理由の説明がありました農林漁業金融公庫法の一

らの出資十四億円、産業投資特別会計からの出資二百六十六億円、合計三百二十億円がございますが、借入金といなしまして、資金運用部資金等の借り入れが合計三百六十六億円、貸付回収金等が二百二十億円でございます。以上の通り、一般会計及び産業投資特別会計からの出資が三百二十億円ございまして、公庫法第四条第一項の公庫の資本金をそれだけ増額しようとするのが改正の第一点でございます。

次に、今回の改正の眼目である農林漁業経営構造改善資金融通制度の創設に関する改正でございます。この新制度の創設の目的、趣旨につきましては、過日御説明のありました通りでございます。法律の上では、新しく第十八条に追加いたしました第三項に「農業若しくは沿岸漁業の構造改善の計画的推進を図り、又は農業経営の規模の拡大、農業生産の選択的拡大若しくは森林経営の改善を促進するため」に必要な一定の資金につきましては、別表第二に定める特別に有利な利率その他の貸付条件で貸し付ける旨を規定して、新制度の趣旨を表明しているのでございます。これに関連して若干御説明申し上げますと、まず、新制度の大まかなねらいは、構造改善事業の計画的推進をはかるため、これに必要な長期低利の資金を公庫から円滑に融通することにあるのであります。御承知の通り、農業構造改善事業は、全国約三千百市町村を対象とし、一定の年次計画により、本年度から具体的な事業につきましては、特に高率の補助率を適用

しているのでございますが、融資の面におきましても、必要な原資を確保いたしますとともに、関係農民の負担軽減のため、特に長期低利の条件をもつて融通することとする必要があるのであります。しかしながら、農業構造改善事業のうちの融資単独事業等について貸付を予定されている農業近代化資金は、農協系統に保有されている農家資金をその原資とする関係からいたしまして、地域によりましては、単協等の資金事情から、短期間に多額の投資を要するこれらの資金の融通が円滑に行なわれがたい場合も予想されるのであります。このような事情を考慮いたしました結果、従来農業近代化資金の融資対象とされておりました個人的施設と、共同施設である経営近代化施設のうち農業者の協業組織の設置するものについて、これを公庫からの融資に振りかえることとし、その貸付条件を個人的施設の分を中心大幅に緩和することとしたのであります。

味合いで実施しております沿岸漁船の整備促進事業がございますが、この事業における漁船の建造等の資金、並びに沿岸漁業等振興法案にも規定しております生産行程の協業化の促進のため必要な漁船の建造等の資金、海面養殖施設の造成資金等は、いずれも從来から公庫が融通をして参つたのであります。これらの事業も広い意味において沿岸漁業の構造改善のための事業でありますから、構造改善事業推進資金とともに、新制度資金いたしまして、金利の引き下げを行なつておられます。

次に、新制度の重要なねらいといったしまして、農業経営の規模の拡大をうたつておるのであります。これは、農業基本法において國は自立經營の育成のために必要な施策を講ずべきことを規定されておりますが、今日、この方向に沿つて農業経営の改善をはかつて参りますには、何と申しましても、経営の基幹的施設である經營耕地の拡大が必要であると存じます。これにつきましては、御承知の通り、かねて自作農維持創設資金融通法に基づきまして、公庫より農地及び採草放牧地の取得資金を年五分、償還期間二十年以内の貸付条件で融通して参つておるのであります。この資金の融通は、もともと農地改革によって創設されました自作農の經營の維持安定が主眼となつていたものであります。最近におきましては、その運用面におきまして、積極的に經營の拡大改善をはかるための前向きの金融という性格を強めて参りました。今後の農業の動向を考えますとき、このような方向における農地等の取得金融を一層円滑にする必要があ

り、またこのことは、農業構造の改善をはかるためにも肝要なことと存じます。して、今回の新制度に農地及び採草放牧地の取得資金を加え、金利の引き下げと償還期限の延長を行なおうとしているのであります。なお、従来農地等の取得資金には、いわゆる未墾地の取得資金が含まれておらず、公庫資金としては、開拓パイロット事業の場合に、農地の造成資金に含めて融資が行なわれる場合があつたのであります。ところが、最近におきましては、農業構造改善事業等におきまして未墾地を取得して樹園地を造成するとか、家畜飼養のための草地として利用するというような事例が増加して参っておりましてし、また果樹園經營の拡大のため、未墾地を購入して自力開墾によりこれを果樹園とするというような農家もかなり見受けられるのであります。これらの場合の取得資金が相当の額に達するということを聞いていますのでござります。このような事情がございますので、新制度におきましては、農地、採草放牧地の取得金融に、未墾地の取得関係をもあわせまして、農業經營の改善のための土地取得資金の融通を行なうこととしたいたしたのでござります。

しました場合には、計画達成のために必要な果樹の植栽資金を公庫から年七分以内の条件で貸し付ける旨を規定していることは御承知の通りであります。しかしながら、果樹は、植栽後成木になって収益が得られるようになるまでに相当の年月を要するのであります。して、その間の肥培管理等の育成に要する費用につきましても長期低利の資金の融通を要望する声がかなり強かつたのであります。また、畜産につきましては、今後の畜産物需要の動向に照らして、特に酪農及び肉用牛経営の育成強化が緊急に要請されているのであります。これらの経営の改善合理化をはかり、生産性の高い経営を確立するためには、現状の平均一、二頭程度の零細な飼養規模ではなかなか困難なものがあります。これがある程度の多頭飼育にまで持つて参りまして、同時に飼料の自給率を高め、畜舎、サイロ等の施設の整備をはかる等の総合的な施策が計画的に行なわれる必要があるのであります。これには相当多額の資金と資本投下を要しますし、また、飼養規模拡大のための乳牛あるいは肉用牛の購入資金と施設の整備に要する資金とをセットにして貸し付け、これらを一括して長期低利の条件とする必要があるのであります。

ら融通することにいたしたのであります。  
最後に、林業の經營改善に必要な途筋金につきましては、従来から公庫が森林の取得に必要な資金及び森林の管理に要する資金を貸し付けて参つたのでござりますが、今回、農業及び沿岸林業の経営の拡大改善をはかるのと同趣旨におきまして、これを新制度資金として、金利、償還期限等の貸付条件を緩和することとしたのでございます。  
以上、今回の新制度創設の趣旨をそれぞれの資金に即して御説明申し上げたのでございます。  
次に、本法律案におきましては、新制度によって新たに貸し付けることとなる資金につきまして、公庫に貸付の業務能力を与えるため、公庫の業務の範囲を拡大することといたしております。第十八条第一項の改正がそれでありまして、第一に新しい第一号の二にして農地または採草放牧地、これには農地または採草放牧地とするための土地、いわゆる未墾地を含むのであります。この取得に必要な資金を加えております。このように、農地または採草放牧地の取得資金の貸付を、公庫が本来の業務として行なうことと改めたのですが、この取得に必要な資金を規定しているのでござりますが、この取得資金の部分を削除するとともに、法案の附則第三項におきまして、自作農維持創設資金金融通法の一部改正を行ないまして、法律の題名を自作農維持資金金融通法に改め、同法第一条の目的及び第二条第一項の資金の貸付を規定す。

しております。条文から、農地及び探査放牧地の取得にかかる部分を削ることとしております。なお、改正後の第二号の二の資金には、取得しようとする土地の農業上の利用を増進するための利用する必要がある土地、いわゆるは、帶地をあわせて取得する場合の付帯料の取得資金を含むこととされております。

第二、改正後の第一号の三の果樹開墾係の資金として、果樹の育成に必要な資金を加えることとしております。この資金は果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園經營計画に記載されたものに限つて貸し付けることとなります。

第三に果樹以外の永年性植物の栽培に必要な資金を第一号の四として加えることにしております。これは農業構造改善事業の実施のために必要なものに限ることとしておりまして、その範囲については今後の構造改善事業の状況等を勘案して、主務大臣が具体的に指定することになります。

第四に、家畜の購入に必要な資金を第一号の五として加えることとしたております。この資金は、乳牛または肉用牛の購入するため、乳牛または肉用牛の購入する資金とセメントにして貸し付ける場合と、農業構造改善事業の実施のために必要な家畜の購入の場合とに限られます。

なお、新たに第四号の三として「林業経営の改善のためにする森林の取得又は森林の保育その他の育林に要する資金であつて主務大臣の指定するもの」を規定しております。これは、現

在の第四号の二に規定しております林業経営の改善に必要な資金であつて主務大臣の指定するものと内容といたしましては変わらないこととする予定であります。また、この資金を新制度資金として取り扱う関係から、やや内容を具体的にいたしまして特掲したものであります。

次に、新制度資金の貸付条件でござりますが、これは別表第二に掲げる通りでありますて、お手元にお配りしてある資料によつて後ほど御説明いたします。

本新制度は、昭和三十八年度から発足させることいたしております。

また、果樹園經營改善資金の利率を法定いたしましたことに伴い、果樹農業振興特別措置法中の果樹の植栽資金の利率を規定いたしました同法第五条第二項の規定が不要となりますので、これを附則第四項において削除いたしておりますのでございます。

次に、本制度の創設の目的を達成いたしましたためには、新制度資金の貸付によつて眞に經營構造が改善され、生産性の向上と所得の増大が確保されるよう、政府はもちろんのこと、都道府県、市町村による適切な行政指導、なかんずく農業改良普及員等による濃密な經營指導が必要でございまして、別にお配りしております制度要綱の第三には、特にこの行政庁による指導によって制度の効率的な運営をはかるべきことを定めているのであります。

これに関連いたしまして、從来自作農維持設資金融通法におきましては、農業者が農地または採草放牧地の取得資金を借り受けける場合には、農業経営安定計画を作成し、都道府県知事

が適当と認定した場合に限り貸し付けるものとされておりますが、今回の新制度の創設に伴い、今後は行政措置によりまして、従前とはば同様の制度を設けて運営したい所存でございます。

最後に、制度要綱の第四に定めてお

ります農地担保の活用の点でございます。今回の新制度におきましては、一農業者当たりの貸付金額が従来よりも相当引き上げられ、また償還期限も一

そう長期となっておりますので、これに関連をいたしまして、資金金融通の円滑化をはかるためには、農業者の有する最大の資産である農地等の担保力を活用することが適当であると思ふのであります。そのためには、公庫が担保に従事した農地等の評価額を現在よ

りも引き上げるとともに、その農地等が万一競落されるような事態に立ち至りました場合に、不當に低い価格で競落されることを避けるため、公庫が競落人となつて農地等を取得し得る道を

農地法に基づく省令の改正によって開く必要があるのであります。もちろん公庫は、従来から貸付債権の保全のために物的担保のほか、人的保証でも差しつかえないこととしており、今回の措置によって全面的に人的保証を農地等の物的担保に切りかえるわけではございません。人的保証と並んで農地等の担保力が十分に活用されるならば、一そく資金融通が円滑になるわけでありますし、この措置によりまして、公庫資金の貸付を受ける農業者の利益が増進されることになると思ふのであります。

以上、本法律案及びこれに関連する主要な問題についての補足説明を終ります。

次に、引続きまして農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、補足説明をいたします。

今回の改正の趣旨は、法律案の提出理由の説明に尽きておりますので、繰り返し申し上げませんが、今回新たに追加いたします融資機関として政令で定めるものとしては、日下検討中でございますが、地方銀行等、農家の預貯金が相当な額に達し、農業向け設備資金の貸し出しもかなり見られる金融機関を定める所存でございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○足鹿委員長代理 らうと速記をとめて。

〔速記中止〕

〔足鹿委員長代理退席、委員長着席〕

○長谷川委員長 速記を始めて。

この際、お諮りいたします。

乳価問題は現在緊急な重要問題でありますので、以下委員長が朗読いたします案文の通り決議をいたしたいと存じます。

まず、案文を朗読いたします。

○乳価安定対策に関する件

政府は、現下の乳価紛争を早急に収拾し、酪農の長期安定的な発展を図るため、すみやかに左記各項の実現を期すべきである。

一、乳製品の畜産振興事業团による買入れをすみやかに完了し、乳価値下げを中止する等事態の正常化を図るよう指導すること。

なお右の方針に協力しない乳業者に対しては農林漁業金融公庫か

らの融資を停止する等行政上の措

置をも検討すること。

いざれも第一項から第六項まで、ほ

んどうに政府といましては十分こ

の御趣旨に沿うように今後はからなければならぬものと思うものでござい

ます。(拍手)

○長谷川委員長 次会は来たる十二日火曜日開会することといたし、これにて散会をいたします。

午後一時五十一分散会

六、国内産牛乳製品による恒久的

な学校給食制度を確立すること。

五、政府手持の麦類及びふすまをす

みやかに放出して飼料の値上りを

防止するとともに、飼料価格の全般的な安定乃至は引下げを図るた

めの恒久対策として、所要の法的

措置を講ずること。

六、国内産牛乳製品による恒久的

な学校給食制度を確立すること。

右決議する。

以上の案文の通り決議するに御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、本決議の関係当局への参考送付等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次にただいまの決議に対する政府当局の所信を求めます。津島農林政務次官。

にかんがみまして、ただいま御決議になりましたことは、まことに当を得た

農林水産委員会議録第一号中正誤

ペシ段 行 誤 正

セ一 末からペー一パ一ペー一

八二 末からセ一ボート一ボット

三四 大臣私が 私が

三五 八 権討 檢討

三六 未から所在

三四 一いなければばいかなければ

五六 二四 二四すがないすぎない

八二 未から六農実 正

農林水産委員会議録第三号中正誤

ハ二 未から六農家

ハ一 未から六農業

ハ一 未から六農業